

第 2 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録
(決 算 特 別 委 員 会)

平成 21 年 8 月 28 日 開 会
平成 21 年 9 月 4 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 2 4 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号 (8 月 28 日)

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
散会の宣告	5

第 2 号 (9 月 3 日)

出席委員	7
欠席委員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
開議の宣告	9
代表監査委員の審査意見報告	9
議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
散会の宣告	4 9

第 3 号 (9 月 4 日)

出席委員	5 1
欠席委員	5 1
説明のため出席した者の職氏名	5 1

職務のため出席した者の職氏名	5 2
開議の宣告	5 3
議案第 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
議案第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
議案第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
議案第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
議案第 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 8 1 号から議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 8 7 号から議案第 9 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 3
閉会の宣告	1 1 4
署名	1 1 5

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成21年8月28日（金）

出席委員（18名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	19番	西塚芳弥君

欠席委員（2名）

18番	東寿一君	20番	佐々木由治君
-----	------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画調整課長	奥瀬敬君	財政課長	小萩沢孝一君
税務課長	八木田良吉君	住民生活課長	中野雅司君
健康福祉課長	有谷隆君	環境衛生課長	小野寺直和君
農林課長	岩館茂好君	農村交流推進課長	小笠原覚君
商工観光課長	大久保均君	建設課長	西野耕太郎君
会計管理者	坂本與志美君	名川病院事務長	坂本好孝君
老健なんぶ事務長	神山不二彦君	市場長	佐々木博美君
教育長	角濱清輝君	学務課長	庭田卓夫君
社会教育課長	工藤重行君	農業委員会事務局長	坂本勝君

代表監査委員 鈴木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 立花 和 則 主 幹 板垣 悦子
主 事 秋葉 真 悟

○事務局長（立花和則君） 先ほどの本会議において設置されました決算特別委員会を開会いたします。

臨時委員長紹介

○事務局長（立花和則君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時の委員長を務めることになっております。

出席委員の中で年長委員であります西塚芳弥委員をご紹介申し上げます。西塚芳弥委員は臨時委員長席の方へお願いいたします。

（臨時委員長 西塚芳弥君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまご紹介をいただきました西塚芳弥でございます。

本日招集されました決算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではございますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしてまりたいと存じます。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまの出席委員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時36分）

委員長の互選

○臨時委員長（西塚芳弥君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員長に坂本正紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本正紀君を決算特別委員会委員長に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長に坂本正紀君が選任されました。

ただいま決算特別委員会委員長に選任されました坂本正紀君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(坂本正紀君 委員長席に着く)

○委員長(坂本正紀君) ただいま決算特別委員会委員長に選任をされました坂本正紀でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

副委員長の互選

○委員長（坂本正紀君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名をいたします。決算特別委員会副委員長に河門前正彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました河門前正彦君を決算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会副委員長に河門前正彦君が選任されました。

ただいま決算特別委員会副委員長に選任されました河門前正彦君が本委員会に出席をされておりますので、本席から当選の告知をいたします。

散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、来たる9月3日は、午前10時から本委員会を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございます。

（午前10時41分）

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成21年9月3日（木）

出席委員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君		

欠席委員（1名）

20番 佐々木由治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画調整課長	奥瀬敬君	財政課長	小萩沢孝一君
税務課長	八木田良吉君	住民生活課長	中野雅司君
健康福祉課長	有谷隆君	環境衛生課長	小野寺直和君
農林課長	岩館茂好君	農村交流推進課長	小笠原覚君
商工観光課長	大久保均君	建設課長	西野耕太郎君
会計管理者	坂本與志美君	名川病院事務長	坂本好孝君
老健なんぶ事務長	神山不二彦君	市場長	佐々木博美君
教育長	角濱清輝君	学務課長	庭田卓夫君

社会教育課長 工藤重行君 農業委員会事務局長 坂本勝君
代表監査委員 鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 立花和則 主 幹 板垣悦子
主 事 秋葉真悟

開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（坂本正紀君） 本委員会に付託されました、議案第71号から議案第91号までの平成20年度南部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

代表監査委員の審査意見報告

○委員長（坂本正紀君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。鈴木聰君。

（代表監査委員 鈴木聰君 登壇）

○代表監査委員（鈴木聰君） 平成20年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査対象は、平成20年4月から平成21年3月までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成21年8月4日から7日までの4日間実施いたしました。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるか等に主眼を置いて実施いたしました。

川守田稔君 着席

また、昨年、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、平成20年度

南部町の財政健全化判断比率・資金不足比率並びにそれぞれの算定基礎となる事項を記載した書類についても審査いたしました。

工藤正孝君 退席

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、決算等の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は歳入総額100億7,090万1,000円、歳出総額97億7,913万8,000円で、歳入歳出差引額は2億9,176万3,000円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が5,362万3,000円ありますので実質収支額は2億3,814万円となり、そのうち減債基金へ1億円、財政調整基金へ3,800万円を積み立てしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、保育料、住宅使用料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど滞納の解消に最大限の努力をお願いするところでございます。

工藤正孝君 着席

歳出は、決算額と予算額の比較差が14億3,848万8,349円ありますが、翌年度繰越額12億1,648万6,000円を除いた実質の不用額は2億2,200万2,349円であり、実質の予算執行率は97.8%となっております。基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成20年度末の現金現在高は、19年度末に比較して2億1,199万6,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計歳入総額98億929万4,062円、歳出総額95億7,571万9,686円で、歳入歳出差引総額2億3,357万4,376円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。また、国民健康保険名川病院事業会計につきましても、収益的収支において黒字決算となっており、収入面、支出面においても経営の健全化が図られて適正に予算執行されております。

なお、国保、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業及び町営市場の収入未済額については、徴収計画を再吟味し、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果につきまして、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、

かつ、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。また、平成20年度南部町財政健全化判断比率、及び公営企業会計における資金不足比率、並びにそれぞれの算定基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、いずれも適正なものと認められました。当該年度においても、緊縮財政にもかかわらず全般的に経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営にあたっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスの一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成20年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 代表監査委員の報告が終わりました。

本日は、議案第71号を審議いたします。議事進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。

議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第71号、平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について歳入歳出を一括して説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（坂本與志美君） おはようございます。それでは、私から議案第71号、平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、お手元にご配付いたしました資料により、その概要をご説明申し上げます。

1ページをごらんください。まず、最後の行の歳入合計欄であります。予算現額112億1,762万7,000円、調定額106億6,015万5,806円に対し収入済額は100億7,090万1,547円であり、不納欠損額は1,742万9,234円、収入未済額は5億7,182万5,025円となり、予算現額と収入済額との比較では、11億4,672万5,453円の減となり、歳入全体の執行率は、89.78%となりました。

前年度との比較であります。主に合併市町村補助金、公共土木施設災害復旧事業補助金等の収入減により、0.74%の減となっております。

それでは、歳入で主な項目についてご説明いたします。

1 款町税であります。予算現額15億5,541万円、構成比率は、13.87%であります。調定額17億7,953万8,081円に対し、収入済額は15億7,351万7,936円となり、その内訳は町民税の5億7,641万8,800円、固定資産税の8億5,543万4,742円、軽自動車税の4,743万7,532円、市町村たばこ税の9,422万6,862円であり、不納欠損額は1,742万9,234円となっております。収入未済額は1億8,859万911円であります。その執行率は101.16%となっております。

9 款地方交付税であります。予算現額53億106万5,000円、構成比率は47.26%であり、収入済額は53億106万5,000円で、執行率は100.00%となっております。

11 款分担金及び負担金であります。予算現額9,710万3,000円、調定額の1億499万5,872円に対し、収入済額は9,209万6,808円となり、主なものは児童福祉費負担金であります。収入未済額の1,289万9,064円は保育料であり、執行率は94.84%となっております。

12 款使用料及び手数料であります。予算現額1億721万4,000円、調定額1億2,334万6,289円に対し、収入済額は1億975万3,489円となり、主なものは町営住宅使用料となっております。収入未済額の1,359万2,800円は、主に町営住宅使用料であり、執行率は102.37%となっております。

13 款国庫支出金であります。予算現額13億6,201万8,000円、構成比率は12.14%であり、調定額8億3,924万3,229円に対し、収入済額は4億8,440万4,229円となり、主なものは障害福祉サービス介護給付費負担金、公営住宅整備事業補助金、合併市町村補助金であります。収入未済額の3億5,483万9,000円は、定額給付事業費補助金であり、そのほかにも地域活性化生活対策臨時交付金等が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は35.57%と低くなっております。

14 款県支出金であります。予算現額5億1,604万6,000円、構成比率は4.6%であり、収入済額は4億9,614万6,616円となり、主なものは保険基盤安定事業負担金、市町村合併支援特別交付金であり、執行率は96.14%となっております。

19 款諸収入であります。予算現額3億949万5,000円、調定額の3億3,245万7,939円に対し、収入済額は3億3,055万4,689円となり、主なものは一部事務組合にかかる交付税再配分、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金であります。収入未済額の190万3,250円は、奨学資金貸付金であります。執行率は106.8%となっております。

20 款町債であります。予算現額12億9,050万円、構成比率は11.5%であり、収入済額は10億490万円となり、主なものは臨時財政対策債、合併特例債、ふるさと運動公園整備事業債であります。執行率は77.87%となっております。

続きまして、2ページをごらんください。歳出であります。

まず、最後の行の歳出合計欄であります。予算現額112億1,762万7,000円に対し、支出済額は97億7,913万8,651円で、翌年度への繰越額は12億1,648万6,000円であり、不用額は2億2,200万2,349円、予算現額と支出済額との比較では14億3,848万8,349円の減となり、歳出全体の執行率は87.18%となっております。前年度との比較であります。戸籍電算化整備費及び選挙費の皆減と公共土木災害復旧費支出減により、1.31%の減となっております。実質収支に关しましては欄外となりますが、の歳入歳出差引残額は2億9,176万2,896円、そのうち、の翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額の一般財源は5,362万3,000円で、の実質収支額は、2億3,813万9,896円となり、そのうち、の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は1億3,800万円で、その内訳であります。財政調整基金へ3,800万円、減債基金へは1億円を積み立てております。以上により、の翌年度への実質の繰越額は、1億13万9,896円となっております。

それでは、歳出で主なもの及び翌年度への繰越額のある項目についてご説明いたします。

2款総務費であります。予算現額22億6,097万1,000円に対し、支出済額は14億4,827万2,305円で、主なものは多目的バス運行業務委託費、地域振興基金積立金であります。翌年度への繰越額は、定額給付金交付事業費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費の7億7,056万1,000円となっております。不用額は4,213万7,695円となり、繰越額の増により執行率は64.06%と低くなっております。

3款民生費であります。予算現額22億2,262万5,000円に対し、支出済額は21億2,591万3,040円で、主なものは障害者福祉扶助費、児童手当、保育所広域入所運営費であります。翌年度への繰越額は、子育て応援特別手当交付事業費の1,425万8,000円となっております。不用額は8,245万3,960円となり、執行率は95.65%となっております。

4款衛生費であります。予算現額9億2,118万3,000円に対し、支出済額は9億230万2,532円で、主なものは町民の健診委託費、ゴミ収集運搬業務委託費、一部事務組合への負担金であります。不用額は1,888万468円となり、執行率は97.95%となっております。

8款土木費であります。予算現額5億3,740万3,000円に対し、支出済額は5億435万1,024円で、主なものは道路維持改良費、第2苦米地駅前団地整備費、旧名久井第一中学校校舎解体工事費であります。翌年度への繰越額は、町道整備事業費の1,429万7,000円となっております。不用額は1,875万4,976円となり、執行率93.85%となっております。

10款教育費であります。予算現額17億5,483万9,000円に対し、支出済額は13億997万7,104円で、主なものは給食センター建設費、ふるさと運動公園整備費であります。翌年度への繰越額は、給食センター建設事業費の4億1,737万円となっております。不用額は2,749万1,896円となり、

執行率は74.65%となっております。

最後に、12款公債費であります。予算現額21億270万円に対し、支出済額は21億269万8,299円で、不用額は1,701円となり、執行率は100.00%となっております。

また、財産に関する調書につきましては、別冊にご配布の平成20年度南部町決算書の139ページから144ページまで掲載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、決算書各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からご説明申し上げます。

以上、簡単ではありますが、平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（坂本正紀君） 一般会計決算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、歳入は一括で質問を受けます。歳出は、1款から13款まで各款ごとに順次質問を受けます。質問される方は、挙手と同時に議席番号を告げて質問する決算書、または決算資料のページを述べてから質問をお願いいたします。質疑及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、最初に12ページから39ページまでの一般会計決算の歳入について質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 決算委員会があまり進まないうちに確認しておきたいと思うんですが、監査委員から南部町各会計歳入歳出決算審査意見書というのが、ただいま提出されたんですが、現在、監査請求が提出されてますよね。その監査請求が提出された日が、確か8月12日か13日だったと私は新聞で記憶してるんですが、これが提出されてるのが18日です。18日に提出されてるということは、監査請求の方はもう審査いたさないという姿勢と考えるとどうでしょうか。なぜ、こういうこと考えるかといいますと、監査請求の監査に際しては申請者の面談といいますか、審査のようなプロセスがありますよね。そういったのは、多分やられてないと私は思うんですが、そういう監査請求の監査するルールを無視して、議会の方だけの決算の方が進んでいくということは、ちょっと間違ってるんじゃないのかなという気がするんですよ。本当であれば、監査請求の結果が終結してから、この決算を委員会において審査するべきだと考えるんですが、どういう経緯があったのか、代表監査委員おいでですので事情を伺いたいと考えます。委員長、こういう質問はよろしいですか。

○委員長（坂本正紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木聰君） 新聞等で既にご承知のことと存じますが、これまでの経緯をお話しいたします。

平成20年8月に南部町が取得した、南部町斗賀地内の町道用地の取得費が高すぎるとして住民監査請求があり、その請求の要件が整っていると判断して、8月12日に受け付けをいたしました。

内容について申し上げますと、「道路用地の取得費を約2,128万円が財務会計上、不当な支出行為であり、約1,626万4,000円を南部町財務会計に返還するよう請求する。」というものであります。

受理しましてから、8月25日に監査委員、それから議会事務局、建設課長等々で現地の確認をいたしました。8月27日には請求者ともお会いいたしました。請求を監査委員が受理してから60日以内に監査及び勧告について、決定を行うことになっており、現在、慎重に監査中でありま

す。

議会開会中のこともあり、予定では9月14日に建設課、それから請求者と会う予定をたてております。

現在の経緯は以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） そういうことであれば、今ここで決算委員会を組織して、まだ不確定な決算に関して審議し、さらには、採決を求めるというプロセスは理にかなわないような気がするんですよ。普通に考えればそうだと思うんですよ。本来であれば、先ほど申しましたように、この平成20年度決算委員会で監査の結果を報告しますね。その後ですとか、もし訴訟ということになれば、その訴訟が終結してから行うべき委員会ではないのかなと私は考えるんですが、その点についてはご意見いかがでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木聰君） 今、ご指摘のありました件につきましては、監査委員2名、それから議会事務局で話し合いをいたしましたけれども、現在までのような議会の期間をはずしてい

ればもっと進められたと思いますが、現在のところは、それ以上の進め方はできませんでした。60日以内ということを目途にやっております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） これは、9月議会にどうしても諮らなくてはならないという類いのものではないような気がします。いろいろな全国の事例とか見ますと、必ずしも9月に上程できない時には12月ですとか、それ以降というのも多々あるようです。その上で何を申したいかという、12日に監査請求が行われて、この意見書、両名の判子が押して提出されてます。この間の6日間に「監査請求に対する答えはもう作ってしまっていましたよ。」と。「受け付けて審査する価値のある内容ではないのであります。」という暗黙の裏の意図が見えるような気がするんですね。ですけど、それでは監査委員というのは住民に対する責任というのがあるんだと思うんです。住民から出された監査請求に対して、こういう軽々しいプロセスを踏むということは、少々いかななものかと私は考えます。この委員会がこれから粛々と進むのであれば、日程に従って審議に加わることは、やぶさかではありません。ただ、そういう疑問が私の中にありましたので、一言申したいと思って発言しました。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 1件だけお伺いいたします。

13ページでございます。これは町税の件ですけれども、昨年までですと、決算書にはいわゆる不納欠損額というものが、滞納繰越分ということについての記載がしてあったわけですけども、現年度課税分については、今まではゼロということが表示がされてなかったと思うんですが、これについて、どのような内容のもので、どのようなものが現年度の不納欠損として扱われたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 質問にお答えいたします。

まず、不納欠損は、時効による不納欠損と、執行停止をかけて3年後不納欠損、そして執行停止即時欠損と3種類あります。時効の場合には5年ですけれども、執行停止かけて即時というのは、競売等によって無財産になっても取れる見込みがないと、そういうのはもう即時でやることができるというので、この件につきましては、競売されてもここにいないということで、もう徴収する見込みもない、財産もないということで即時欠損したものでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 今の松本委員のことに多少は関連すると思うんですが、17ページの民生費負担金の項目の4節、児童福祉費負担金滞納繰越分、これは何年分の児童館あるいは、保育所等の負担金の滞納繰越分だろうと思うんですが、今の課長さんの説明の中で、転出あるいは、現南部町に住所を構えておられないようなケースがないのかなど。あるいは、どの金額も不納欠損処理がなされておらないか、多少は納入される見込みのあるものだろうと思うのですが、何年経過の中での滞納繰越なのか、ちょっとご説明願います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

現在の滞納者は、ここに係る分では保育所が65名の保護者。それから、児童館が5名の保護者ということになります。それから、滞納額の何年分かということになりますと、時効前の5年分ということになります。この中には、5年も経過した部分もございまして、それはどういうことかといいますと、分納計画等を出している保護者の方々は、5年を経過した後でも、今現在も納入している方がおられるということで、不納欠損は前年度、若干古いやつは5年を経過したやつを行っておりました。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 私も孫を持っているわけですが、今の説明では幼稚園の方には無さそ

うで、保育所は盛況と言えませんが、預ける方々が大変多い、時間の余裕のある子供の預け方ができる場所だということで、大変父兄にとって好評なようですが、そういう中で5年間の経過をすると、例えば5歳、6歳、10歳の子供さんになっている世帯もあつて、大体の年齢を想像しますと働き盛りの30代、40代。確かに経済的に負担の重い世代もあるでしょうが、保護者を取り巻く外の保護者、じさま、ばさま。そういう家族構成等もあるだろうと思うんで、直接、おじいさん、おばあさんに説教はできないだろうから、そういうところの理解度の説明というか、話をもっとして、子供を育てることは大切なことだけでも、5年以上もあるいは、不納欠損が無いような入所時の説明というか、契約というかちゃんと保護者と取り交わした子供の入所管理をするべきだろうと思うんで、今後気をつけていただきたいと、こう思います。

答弁は、よろしいです。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページといたしましては、12ページでございます。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、7款1項自動車取得税交付金など、町民から納めていただく町税の動向は計画したとおりの金額になっているのでしょうか。まず一点、質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 前年度と比較しますと、増減がその税目によって異なります。

特に、平成20年度の場合には、不況と税法の4月以降に交付された部分とありまして、暫定税率の関係とかいろいろとありまして、交付金等につきましては、3,300万ほど減になっているという形でございます。

税につきましては、住民税においては、前年度より現年度で180万増えております。これは譲渡所得がありまして、19年度中に譲渡所得があつて、20年度課税になります。そういった関係で、不況等によって財産整理した方等には、土地の税金がかかります。そういった形で住民税は、増えております。

法人税につきましては、郵政民営化に伴って、郵政事業に法人税が会社にかかるといった関係で、190万ほど増えております。

軽自動車税は、皆さんご承知のとおり普通車から軽自動車に替えてる方が多くて、大体120台

ぐらい増加しております。そういった関係で、軽自動車につきましても、78万ぐらい増えているという形でございます。

固定資産税につきましては、新幹線の大臣配分償却資産がありますけども、これが大幅に増えておりまして7,700万ぐらい増えているという状況でございます。

トータルで普通税につきましては、調定額9,100万ぐらい増えて、収入額7,700万増えているという形でございます。

あと、収納率につきましては、トータルでは下がっていますが、滞納繰越分では前年度比で5.9%上がっています。その関係で、収入が大体1,100万ぐらい増えておりますかね。そういう状況でございます。現年度分については、大体同じぐらいでございます。ただ、徴収率が悪い、あるいは滞納繰越の割合が増えているためにトータルでは下がっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、説明がありましたが、私は特に町・県民税、住民税のことなのですが、だいたい税源移譲などで割合が変化し、とても払いきれないという声も多く聞くわけですが、その住民税の重税感が強まっているというふうに感じておられないでしょうか。その点と、住民税の減免制度や猶予するとか免除する制度、そういう状況などは数多く見受けられないのか。不納欠損するしかない状況が増えているのではないかと思います。どういう状況になっておりますか。まずこの点について、町民の皆さんの生活状況を、どのように税金の収納状況からご理解されているのか、お聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えします。

税源移譲に伴って、住民税は増加してはいますが、所得税は減額になってトータルで同額という形でございます。ただ、重税化という形ではないです。徴収が落ちているというのは百年に一度という不況ですね、そういった関係で0.2%ぐらい落ちているものと思っています。

あと、減免につきましては、前にも議会で答弁申し上げましたが、担税力に着目してやる

ことになっております。それに基づいてやっております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 住民の皆さんが、大変ご努力して税金を納められている感じはあるんですが、本当に納めきれない世帯も多くなってきているので、その点をもう少し住民の皆さんの気持ちにそって考えていただきたいと思ひますし、やはり気軽に税金問題で相談できる個室とか、誰がどういう問題で役場に来ているのか、プライバシーを保護しながら丁寧に相談にのっていただくシステムとか、ケースワーカーなどを取り付けて、解決にあたるというような相談窓口というものはないのでしょうか。この点はどのようになっていますか。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えします。

相談につきましては、税務課の場合でございますけども、別室に設けてやっております。それと、徴収に行った時によくある例ですけども、年金受給者が手続きをしないでもらっていないという方等があります。そういった場合には、うちの方で関係課に連絡して手続きしてもらえると、そういった配慮をさせていただきます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） いろんな意味で相談にのっていただいているということは、うれしゅうございますが、制度として猶予するとか3年、5年貯めて、そういうふうに滞納されているとどうしても納めることができない方々には、猶予するという制度があるのですが、そういうのはお使いになっておらないのでしょうか。分納という話はありましたけど、総額は変わらないのですから、いつまでも苦しみは同じなのではないのでしょうか。その点に答えていただくことと、地方交付税について16ページの項目に移りますが、地方交付税の動向と申しますか、予算書をつける時に予想したとおりの金額だったのかどうか。この点の動向は、どうなっておりますか。

また、地方交付税の総額の増額をという集会などを持たれたわけではありますが、その後、どのような動きになっているのか、お聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 減免とか徴収猶予でございますけれども、現年度分につきましては、減免というの、納期限何日以内とかそういったので即相談に来るとかそういった方は、なかなかないです。現在のところ、そういった方が見えれば対処しますけれども、来てない状態でございます。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 地方交付税についてお答え申し上げます。

予想どおり、交付税が交付になっているのかということでございますけれども、決算書に掲載されているとおり、当初予算は47億4,000万円ということで、収入済額が特別交付税も含めてでございますが53億1,006万5,000円と。あくまでも、前年比に比べて多くは見ないというふうに予算計上しているわけでございますけれども、20年度につきましては、19年度比でも5%の伸びということで普通交付税で46億8,018万6,000円という交付がなされております。

また、交付税の確保についての要望ということも、これまでも実施してきているわけでございますけれども、町長等も答弁でこれまでも申し述べていますとおり、町村会等を通じまして地方6団体を含めまして、地方交付税の確保ということ三位一体改革以前に戻すようにと強い要望を出してきているという状況であります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 審議が進むようなので、ここでちょっと資料請求をしたいと思うんです。

何でこんな席でするかということ、議会開会前から監査請求にかかわる土地について、固定資産評価額を示す書類を資料として提出してくださいという旨を事務局に再三申し上げたのですが、なかなか聞き入れてくださいません。どういう理由のもとに資料提出を拒否なさるのかご説明い

ただいた上で、法的に違法性がないのであれば、速やかに提出していただきたい。その上で、審議の参考に供したいと考えるんですが、委員長、いかがなものでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午後15時09分）

○委員長（坂本正紀君） 12ページから39ページまでの一般会計決算の歳入について、質疑を許します。代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木聰君） 現在、20年度の決算の審議をしているわけですが、午前中質疑のありました住民監査請求と、20年度の決算審議とは別個の問題であるということを申し添えます。
以上です。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 12ページの固定資産税の件でちょっと伺いたいですけども、先ほど税務課長の説明だと、7,000万円ぐらい新幹線絡みで余計に入っているんだというような説明だったんですけども、この新幹線絡みのことも、ちょっともう少し詳しく説明ほしいのと、まず全体の固定資産税の収入の見通しもお伺いしたいわけなんですけども、この新幹線の設備というのも時間が経つことに評価が下がっていった分、入ってくる歳入が減るんじゃないかなと思うんですけども、多分、今新幹線絡みで入ってきているお金っていうのは、「棚からぼた餅」的なところがあって、本当は、これは従来の町の税金の使い方とは別個に、前向きに生かすような使い方に使えるぐらいゆとりが町の財政があればいいと思うんですけどもね。その辺が、この先例えば何年この数字の金額が、「今年は何ぼ何ぼ入っている。」「来年はこうです。」というのがどれぐらいの期間で、どういうふうに移していく予測の金額なのかということと、もう一つは、固定資産とか償却資産の関係で、企業の設備投資っていうのがだいぶ今、厳しくなっていると思うんですけども、

その新幹線絡みを除いた歳入の見通しってというのは、今不況だといわれているわけですが、どの程度、固定資産税だとか法人税、個人税の歳入に響いているか、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいなと思います。お願いします。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

まず、新幹線絡みでございますけども、鉄道機構の関係で大臣配分ですけども、大体2億1,000万弱です。税額が、先ほど申し上げた7,700万ぐらい増えていると、減価償却されていきますので、減ることになるんですけども、但し、更新等もありますので将来の予測はちょっと不可能な状態でございます。更新すればまた新しくなって、また価格が上がるから減価償却との関連でどういうふうになるか、そこは、更新との関係がありますので。

あとは、一般の償却資産でございますけども、普通であれば減価償却して大体7%から10%ぐらい落ちていく形ですね。設備投資が無ければですね、大体そういう形でございます。

あと、固定資産は土地については、大体2億2,500万ぐらい、家屋については、3億1,100万ぐらい、償却資産においては、3億2,400万ぐらい、大体こういう構成になっております。

ご承知のとおり、地価も下がっていますので、土地も大体3年の基準年度ごとに評価替えをしますけども、下がっている状態です。

家屋についても、減価、古いのは下がっていきますけども、新築家屋があるから大体80棟ぐらい年間、まず現在は見込んでますけども、それらとやれば、その年によって良い建物が建てば増えるし、そうでないと減価するのと、とんとん、マイナスの場合もあるという状況です。

ただ、減価の場合には3年に一辺ですので、新築は毎年大体、60棟から80棟ぐらいありますので、そういう状況です。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計決算の歳入の質疑を終結いたします。

次に、一般会計決算の歳出の質疑に入ります。40、41ページの1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、40ページから61ページまでの2款総務費について質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番(立花寛子君) 2款総務費について2、3質問がありますので、少しゆっくり落ち着いて質問させていただきます。

ページ数は43ページです。1項1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金について質問いたします。平成20年3月の予算委員会の予算説明の時に説明がありました。職員互助会の件についてであります。予算特別委員会会議録(第2号)によりますと、19節の負担金補助及び交付金でございますが、「2億2,431万円。大きなものは退職手当負担金でございますけども、その中で職員の互助会の補助金、前年度計上しておりました、155万3,000円でございますが、20年度はゼロといたしまして職員互助会の補助金は廃止しました。」とあります。旧3町村のうち、いつから、どの町村で行われていたのでしょうか。また、中止したということですが、その理由は何だったのでしょうか。どういう理由から職員互助会に予算を計上されていたのか、その経緯と、適切な予算の使われ方であったのかどうか、説明願います。1点目の質問です。

川守田稔君 着席

○委員長(坂本正紀君) 総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) 大変失礼いたしました。2、3あるということでしたので、それがあのかなと思ひまして、遅れました。申し訳ございません。

職員互助会の補助金でございますが、今手元に、県内の状況というのはございませんけども、職員互助会につきましては、県内の市町村はほとんど出さないような傾向にございます。

ただ、大きい市につきましては、まだ残っているという記憶しておりますが、これにつきましては行財政改革、それと職員の互助会の内容にもよりますが、扶助費とかいろんなのが込められて

おりましたけども、そういうものに助成すべきでないという傾向にございますし、また、そういう指導もあっておりましたので、廃止しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） そうしますと、これは出さなくてもいい予算を、どこの町村でも取り付けていたというような慣例みたいな予算だったのでしょうか。私は、この問題にいいとか悪いとか判断は、まだはっきりした結論は出せないのですけれども、しかし、今までの状況を見ますと、こういうふうに税金が職員の互助会に使われるということに対しては、違和感を持つものであります。まあ、ゼロになったということですが、それで問題はなかったのかと言われれば、私はちょっと否定的な考えを持っております。もう少し、この経過みたいなものを。これは、不当なやり方ではなかったのかどうか、その点をもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 過去のことはどうかと申しますと、それまでさかのぼっては言えませんけども、職員の福利厚生につきましては町が行っておりますので、職員の方を育てていくという部分では、そちらの方に切り替えをしております。職員の健診なんかも、実施しております。これは、前からもやっておりますが、今度は、安全委員会等を設置して、職場環境あるいは、職員の健康管理には努めていきたいということで進めてございます。

あとは、一般的に住民側の方から見たときに、職員だけというのはおかしいんじゃないかということも、意見も入ってきてございますので、そのようにお伝えいたします。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 2点目の質問に入ります。

その前に、先ほどの職員互助会の内容と、それからさっきの職員の皆さんの健康管理は、別に考えるべきものだという事は、私は指摘したいと思っております。

それから、53ページの2款1項10目24節投資及び出資金、決算書には1,510万円、青い森鉄道増資分についてであります。予算説明では、1,580万円、「青い森鉄道増資分でございます。新規計上でございますが、並行在来線沿線市町の増資分でございます。」とありますが、予算額と決算額の違い、不用額ゼロという数字は、何を表わしているのでしょうか。まず、1点目の質問です。お答えいただきますようお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） お答えします。

予算等の違いでございますけれども、予算額が1,510万、支出済額も1,510万と同額でございます。これは、先ほど立花委員がおっしゃったように、新幹線が青森まで延伸になります。そうすれば当然、八戸、青森間が並行在来線になりますので、その延伸分の出資で、これは当町だけじゃなくて、沿線市町村全部、延伸分の増資出資をしたものでございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 予算説明では、1,580万円新規というふうに書いてあり、こちらの決算書には1,510万円と書いてありますが、不用額が70万円とか出るのじゃないのか、この数字は、予算説明の1,580万円と会議録からの抜粋であります。この数字は間違っていないのかどうか、ご確認願いたいと思っております。

それから、2点目の質問です。これから、青い森鉄道はどのような計画を持っているのでしょうか。地元自治体負担、利用者負担、交通の便に変更がないのか、また、通学高校生への手だて、助成は考えておられないのでしょうか。この点は、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 立花委員は、当初予算を見てのお話しだと思いますけれども、当初その額でしたけれども、その後、出資して下さる会社が出てきまして、市町村の持ち分が減ったということでございます。ですから、途中で減額補正をしております。

それから、青い森鉄道の今後でございますけれども、96キロ今度は延伸され、126キロほどに

なるわけですがけれども、一番の多分興味あるのは、高校の通学定期のことだと思っておりますけれども、青い森鉄道が開業した時は1.5倍ぐらいに定期が上がったんですけれども、今の収支計画を青い森鉄道で立てておまして、それによりますと、定期は上がらない、かえって目時から八戸間の開業の時よりは、定期は下がることになってございます。八戸、青森間の開業時に定期は、JRと同額に据え置くということになってございますので、それ以前、上がった目時、八戸間の通学定期は、元のJRの定期などに下がるということになってございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 名指しをするのはあれなんですが、やっぱり国の姿勢を何としてでも改めていただきたい。それは、盛岡以北だけ新幹線開通に伴って、地元負担があるというのはどうしても私は理解できないし、同等に考えてはいないではないか。なぜ、こちらの方だけ地元の自治体の負担や、利用者負担も一時期に比べれば高くなっているわけですので、その点でどうしても国からの支援なり援助、もう少し地域の交通網を改善していただくような手だてはできないものなのか、国に対する訴えはないのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） お答えします。

国に対する訴えでございますけれども、県知事等々が、助成を国の方にお願いはしてございます。ただ、新幹線の開業、盛岡以北開業に向けまして国との取り決めもございますので、早々簡単ではないと思っておりますけれども、県知事も粘り強い行動を続けていくと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。

次に、60ページから75ページまでの3款民生費について質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。
次に、74ページから83ページまでの4款衛生費について質疑を許します。立花寛子君。

○12番(立花寛子君) ページといたしましては82ページでございます。2項清掃費、4目排水施設費、13節委託料についてであります。これは、予算説明の時「新規で策定した。」という説明がありました。南部町汚水処理計画書策定業務447万3,000円についてであります。どういう業者にどういう形で委託し、どこまで作業が進んでおられるのでしょうか。また、計画書の内容は、どういうものになるのでしょうか。また、特別会計の方もあるかもしれませんが、公共下水道や集排水の計画は、これからどのようになっているのか、併せてお聞きいたします。

○委員長(坂本正紀君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(小野寺直和君) すいません。4目のでしょうか。排水施設費でしょうか。

○12番(立花寛子君) 4目排水施設費の13節に、ここには書いておらないので、まだ計画途中だとは思いますが、当初予算に新規で盛り込んだ事業は、どこまで進まれているのか、その内容をお知らせしていただきたいと思えます。

○委員長(坂本正紀君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(小野寺直和君) それは、汚水処理に係る計画見直しのことだと思えますが、当初、一般会計の方に載せてございましたけども、これは公共下水道の予算でもできるということで、公共土木の方に途中で変えてございます。これは、南部町の総合的な下水処理についての見直しを計画するもので、計画書自体はでき上がってございます。中身につきましては、公共下水の時の特別会計でご説明したいと思えます。

○委員長(坂本正紀君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。
次に、82、83ページの5款労働費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。
次に、84ページから95ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。川井健雄君。

○7番（川井健雄君） ページが95ページ。11目農村整備費の補助金、三戸土地改良区用排水路整備事業であります。毎年同額の補助金になってますが、これはこういった趣旨で毎年同額の補助金を出しているのか、伺います。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

この三戸土地改良区用排水路整備事業でございますけれども、旧南部地区の沖通工区に対しまして、いろいろと用水路の整備がございますけれども、そちらの方の補助でございますけれども、旧南部町時代から負担金が多いということで、定額を継続して出すということで三戸土地改良区さんと合意をしております、合併後も継続しているものでございます。これは、用排水路の整備を随時更新とか整備、修理等をしているものでございます。これは、継続して出しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 町内には、名川土地改良区とか福地土地改良区があるんですが、土地改良区内の排水路等に生活雑排水等が流れこんで、その掃除とかも改良区で行っているんですが、そういう意味で多分、改良区さんから補助申請が出た場合には、どう対応していくのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

生活用雑排水については、本当は、水路の方には流されないことになっておりますので、そちらの方は現地とか状況を確認いたしまして、話し合いということで、その方で対応したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

次に、94ページから101ページまでの7款商工費について質疑を許します。佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 101ページ、3目観光施設費だと思って質問いたします。多少、勉強不足でありまして、15節長谷ぼたん園のところちょっと関連します。私は合併以来、何回かすばらしいぼたんを見に、孫と一緒にいっています。今年、ちょっと気がつきました。去年は、管理されている方に「よくここまで立派になりました。」とお伺いしましたら、株分けをしたり、シャクヤクに接ぎ木をしたりということで、通年管理しておったそうです。今年気づいたことは、そのぼたんの周りの土が大変よくなったと思いますが、私の農地にあるようなハコベが、繁茂しておりました。あれは、土壌が大変よくなってきた証だなど、しかし、見る側にとっては、花っていうものは、やはりまめに草を取ったり管理することにおいて、花を一段と美しさが、「立てば芍薬、座れば牡丹」と、こう映るわけです。それで、ちょっとお伺いしました。そしたら、「季節的な対応で管理される方をお願いしてるもんですから、ちょっと見とどりができなかったと思います。」というお返事をいただきました。この辺の管理そのものの母体が、どういうふう管理されているのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） ぼたん園につきましては、臨時職員を4名を常駐させまして管

理しております。面積的にも、6ヘクタールと非常に広いものですからどうしても手作業ということになりまして、回っている間におがってくるような状況でありまして、現地の方々には、なるべく作業を進めるようにはお願いしてはありますが、どうしても手作業と崖地ということもありまして、それで間に合わないところも多々ありました。これは、今後その辺は気をつけていきたいと思えます。また、ほかに崖地等とかそういう手の入らないようなところには、防霜シートなんかをやりまして、なるべく手を掛かる分は手でやるけど、掛けなくてもいいところはそういうふうなことで、草が生えないような状況を今後やっていきたいと思えますので、来年度以降、そういうわけで進めていきたいと思えます。

○委員長（坂本正紀君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 一つの私の提案だと思って実現できれば幸いです、いわゆる、名久井農業高校さんが合併して、南部町のエリアの中の一つの県立高校となりました。名久井農業高校の生徒さん、あるいは学校でも花の花卉の授業をかなり取り入れてるわけで、その辺を学校側の協力というか、そういう作業、あるいは主旨の内容が合致するときと協力的な対応が可能ではないかなと。そのことにおいて、生徒さん方にも教育に対する、現場に対するものの熱意と、我々町民への名久井農業高校の存在の価値が相乗効果が出るのではないかと、この辺をぜひ検討していただけたらいかかなと、そういう私の意見ですが、課長さんのお考えをちょっとお伺いしたいと思えます。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 今、ご質問のとおりだと思っております。商工観光課としても今年度、名久井農業高校と相談はしております。とりあえず苗木を今作ってもらっておりますし、10月には100本ほどぼたん園に納入することになっておりますし、今後ご質問のとおり、高校生とふれあいを大事にいたしまして、管理等含めて、ぼたん園が勉強のひとつの場になればいいと思っておりますので、その辺も話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 私ども卒業生の議員として、中村善一議員は後援会の副会長もされておりますので、ぜひ課長さんがお伺いする時には、中村議員と同行であれば、すなわち、理解が深まるだろうと、こう思いますので今後とも進め方をよろしくお願い申し上げて質問を終わります。全款質問ありません。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 99ページになります。7款商工費、3目観光施設費、13節の委託料でありますけれども、その中の指定管理者6,427万3,000円。これは、バーデハウスの指定管理者への委託料だと思っておりますけれども、前に委託料の膨らんだ原因の大きな理由が、ボイラーの老朽化と原油の高騰にあるという説明を受けました。

先日の協議会でも、新型ボイラーを導入することを考えているということでありましたけれども、タイヤボイラーとチップボイラー、重油ボイラーの3種類のボイラーの導入比と、ランニングコストがわかっているならば、ちょっとお知らせいただきたいなということと、ちょっと関連してでございますが、指定管理者への契約が3月で切れるわけでありましたが、町として健康増進公社との再契約を考えているのか、また、一般公募するのか。健康増進公社は、厚生労働大臣から温泉利用型健康増進施設として認可を受けておりますけれども、その場合、その認可はどうなるのかをちょっと教えてください。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） まず、最初に、ボイラーの買い受けでありますけれども、全員協議会の時にも若干触れましたけど、3種類ほど検討いたしております。確かに昨年度の重油の高騰によりまして、非常に指定管理料が増えたということで、それと、コスト削減を考えて検討しました。この検討は、県の方で委託しておりますアドバイザーの事業者をお願いしまして、検討いたしました。これは、県の方を通して「無料でやってくれ。」ということをお願いしました。その結果ですけど、タイヤボイラーにつきましては、A重油単価を60円として試算したものであります。タイヤボイラーにつきましては、年間1,640万円ほど、チップボイラーにつきましては、チップの単価によっては変動が非常にありますけど、このチップの単価も県の方の単価を見てお

りまして3,970万。今あります既存のA重油ボイラーにつきましては、60円と計算いたしまして3,240万円ほどとなっております。

設備に関しましては、タイヤボイラーにつきましては補助事業等はありませんので、付けたとなると単費で導入しなければならないという形になりますけど、約5,000万から6,000万ほどと伺っております。これにつきましても、もしも導入するとなればリースで検討していても1,600万ほどと、リース等を検討しなければ700万ほどで、ランニングコストは済むことになっております。チップボイラーにつきましては、先般、県の方から林野庁の補助事業とか、環境省の補助事業等がありまして、それを利用いたしますと、林野庁はほとんど100%で設備ができるという話は伺っております。環境省につきましては、約2分の1というような助成制度があるということでもあります。A重油につきましては、今のところ補助事業等はありませんけど、平成23年度の電源立地地域対策交付金事業としては、検討はしております。今後、コスト削減を図るのであれば、このボイラーしかないと思っておりますので、早く結論を出していきたいと思っております。

次は、指定管理の問題でありますけど、指定管理につきましては、来年の3月31日に財団法人南部町健康増進公社との契約が切れます。早急に進めていかなければなりませんけど、先ほど議員の質問にありましたとおり、ここの施設は、温泉利用型健康増進施設として厚生労働大臣から認可をもらっている施設であるということで、この認可を継続するにあたりましては条件がありまして、設備に関してはクリアしておりますけど、医療機関との連携、それから温泉療法医の医者がある病院でありますけど、それと健康運動士並びに温泉利用指導者の配置、これは2人以上つけなければならないということで、これが大きな条件となってくると思います。それで県内でおきまして温泉療法士でありますけど、この資格を持っている病院は、県内全て見ますと8人ほど資格者がいると、ほとんど津軽方面ですけど。町内には2人ほど資格を持っている方を雇用している病院があるということで、その一つは南部病院でありまして、今現在、南部病院と提携しております。それと、健康運動士につきましては、資格者がいますけど、温泉利用指導者につきましては、県内に4名しかいないということで、その中の2名が財団法人南部町健康増進公社の職員であるということをかんがみていきますと、県内の事業者を入れた公募というのは、非常に厳しいのかなと思っております。これにつきましては、県内にするのか、県外にするのかという問題もありますけど、これも早急に煮詰めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2番(夏堀文孝君) タイヤボイラーが1,600万ほどと約半額に近いランニングコストということなんでございますが、タイヤボイラーといえれば一般的に、燃やした時にCO₂とか環境問題があるわけでございますが、その点に関してはどうなのかということと、あと、かなり経費が削減されるということですが、平成19年度の決算でいきますと2,232万円が、指定管理者料として払われています。大体、19年度ぐらいまでは2,200万程度の指定管理料を支払ってきたわけですが、これについて、このボイラーを替えることによって、軽減されるのかどうかということを知りたいと思います。

それと、指定管理者の契約の更新ですけども、説明もいただきまして近隣にはこの資格を持った団体はないということで、健康増進公社の契約がベストかなという判断をするわけですが、やはり集客率も落ちている、そしてまた、従業員の態度が悪いとか接客マナーが悪いとかという指摘も確かにありますので、その点の指導を十分にやっつけていかなければならないのではないかなとそう思いますけども、町としてはその点は、どういうふうに指導していくのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○委員長(坂本正紀君) 商工観光課長。

○商工観光課長(大久保均君) CO₂の削減につきましては、A重油につきましては、年間1,400トンほど排出していると、タイヤボイラーはその70%ぐらい削減できるということで、420トンほど、チップボイラーはご存知のとおり、ほとんど排出しないということでもありますので、こういうようなことで見込んでおります。

それと、指定管理料の契約の件ですけど、今まで年間2,200万程度で推移してきました。それは、A重油の単価が安かったものと、自家発電によりまして、電気料を削減していたというのが大きな理由であります。その中の一つの自家発電が撤退されたということと、油が高騰したということで、急激に指定管理料が膨らんだということで、比較しますと大体20年度が6,400万でありますので2,000万以上、上がっているということで、油が去年の6月、7月から高騰いたしまして、その分が持ち出しになったということで、それを何とか削減するために今のボイラーの方法を検討するところであります。

次に、職員の問題になりますけども、確かにお客さんからいろいろ苦情等も当課にも入っております。町としても指導はしているのですけども、なかなか改善されていないということもあり

まして、今第三セクターの見直しをしております。第三者、ぎょうせいの方をお願いしてやっておりますけど、そちらの方の提言を待って職員の研修とか、そのようなことを進めていきたいと思っておりますし、業者の第三セクターの見直しの委託を受けている業者も、やはり現地に足を運んで話をしていくと、「まず最初は、職員の研修からだな。」ということをして直に言われましたので、それを徹底していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 夏堀文孝議員が大変いい質問をしましたので、それに関連して、もう少し詳しくお伺いします。

実は、8月17日に全員協議会でもって、商工観光課長の方からボイラーの説明をいろいろいただいたわけなんですけども、あのあと、県の農林水産部の方でチップボイラーを設置した場合ということで、実は、環境関係の補助金を県と国で100%持つようにして、チップボイラーでやろうということで、予算取りはしていたけども、断られたという話で私に「何とかもう一回、再考できないか。」というような話がありました。

そこでお願いしたいんですが、この議事録に残しておきたくて言うわけなんですけども、さっきの環境アドバイザーといいますか、エネルギーのアドバイザー、実はこの方は、南郷でタイヤボイラーを作っている会社の社長さんがやっているわけです。タイヤボイラーの場合のエネルギーのコストがさっきの言った1,600万ぐらい。チップボイラーの場合は、3,900万ぐらいという数値を出したと思いますが、私ももうちょっと詳しく教えていただきたいのは、私も木材の関連した商売をやっている関係で、私の試算だとチップボイラーにした場合には、おそらく、年間1,200万から1,800万ぐらいでチップそのものの代金は収まるだろうと、運賃も含めて。そういうあれを持っていますし、県でも、チップボイラーを導入することによって、かなり広い範囲から視察とか来るだろうし、もしできるのであれば、バーデハウスの温泉の熱源だけじゃなくて、周辺の遊休農地の熱源として排熱を利用しながら、施設園芸とか水道まで発展してくれば、非常に青森県内のモデルになったなというようなことを言われたんですね。ですから、さっきの資料を公表して、差し支えないのであれば、渡してほしいし、もう一回再考して考えるという余地があるのかないのか、その辺を答弁願いたいと思います。

それから、私は常に考えるのは、これからは環境問題というんですか、「ただ化石燃料を燃や

すってというのは、極力抑えましょう。」と、「リサイクル率を向上しよう。」と。何でも捨てるものから活かす、活かすものを拾うという考えで考えれば、どこの自治体でも、あるいは、自治体から出るごみは一般廃棄物というわけですよ。あるいは、企業から出るのは産業廃棄物と。それは、今まではただただ燃やしていたと思うんですよ。そうすると、そういうただただ燃やしているのを例えば、固形燃料化して燃やして活かすとか、あるいは、何か聞くところによりますと、南郷にノザワさんという産業廃棄物処理会社があって、そこでも、解体した木材なんかを固形燃料化にして、それが船で苫小牧に行って、火力発電所の燃料になっているとあって聞くんですけども、そういう活用の仕方をやって、リサイクル率というんですかね、この化石燃料を極力燃やさないと、そういう方向に時代はあると思うんですけども、そういう観点からいけば長期的に見てこの周辺の一般廃棄物の熱源の利用とか、その辺は模索をそろそろ始める時期じゃないかなと思うんですが、その辺、見解を伺いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） チップボイラーの件で、周辺農地を含めた考えという話ですけど、私の課では要するに、バーデのコストの削減ということで今検討しておりますので、いかにしたらバーデの指定管理料の削減になるかということの観点から、これを検討しております。

工藤さんが言うように、農地全体を見てということになると、うちの課だけじゃなくて、他の課も含め、町全体を含めた検討をしていかなければならないのかなと思っております。

それで、これは確かに県では私の方には何回か「チップを使ってくれ。」という話で来ました。県の方にも、こういう状況でランニングコストが高くなると、「あれはどうしても使えませんよ。」という話は何回も申し上げております。私は、半分冗談で「じゃあ、ランニングコストの一部を県の方で負担してくれるのであれば、うちの方は設備の管理とか、調査等は行いますよ。」と話もしましたんですけども、県では、「青森県ではどうしてもできない。」と。岩手県では、一部やっているところもあるみたいな話はしていましたけども、そういう返事でしたので、どうしてもバーデっていう単体を考えた場合には、そこまでいけないのかなと思っております。これは、今後、まだまだ議論しなければならない問題であると思っております。確かに、今言われたように、南郷のボイラーメーカーが、県とアドバイザー契約を結んでやっております。そこをお願いしたのは、確かであります。

次に、資料でありますけど、資料につきましては後でお渡ししても、よろしいと思っておりま

すので、メーカーが試算した資料でありますので、お渡しいたします。

あとは、リサイクル率の向上等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、やはり町全体で検討していただきたいと思っておりますし、もう一つ、南郷でやっております解体材等を利用した燃料、これは、固形化しまして北海道の方へ持って行っているということ、これにつきましては、私もお聞きしております。今、バーデで使おうというチップの検討につきましては、あくまでも間伐材という考えでありますので、解体廃材とか、そういうようなことは一切、考えておりません。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） どういう視点で聞いたかということ、熱量の計算がどういう根拠に基づいて行われたかによるわけですが、私の計算だとバーデで年間使うチップの代金は、さっき言ったように1,200から1,800万ぐらいで収まるだろうと。「その根拠を出せ。」と言われてれば私も出せるわけですが、ただ、さっきの課長の説明だと3,900万ぐらいかかるということですから、「その根拠そのものが非常におかしいな。」っていう疑問をまず持つわけですよ。ですから、これはそのアドバイザーといいますか、コンサルタントのタイヤボイラーのメーカーの方が、意図的に数字を変えたんじゃないかっていう、悪くとればですよ。ですから、もうちょっと見たり、聞いたりしながらこの地域の林業の関係とか、間伐材の処理に非常にも効果があるっていう視点で、考えてもらいたいというお願いをしているわけです。ちなみに県では、3基チップボイラーをつけて、その総額の投資額が約1億8,000万かかるんだと。「100%補助を出します。という国との約束をしてとったんだけど、8月中に手を上げないと流れるからもったいないんだよな。」という話が、話が私に内々にあったということです。ですから、私にすれば「もったいないな。」という、せっかくお金くれるっていうのに、そのタイヤボイラーだともっと安くできると思うんですけども、ですから、その組み合わせがいいのか、あるいは、全部チップボイラーがいいのかそれはよくわかりませんが、少なくとも間伐材はこれからもどんどん出るわけですから、地域の雇用だとかいろいろなことを再考していただきたいというのが、私の質問の趣旨です。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 確かに、県の方で6月に説明会がありまして、そのあと、7月に説明会がありまして、8月の説明会と。当初は、12月中まで県では、手を上げてくれればいいという話でした。それが急遽、「8月のお盆前の14日までに上げてくれ。」と来まして、我々は「対応できない。」と。要するに設計からすべてをつけて申請してくれという要望でした。そこまでは設計等は一切していませんし、委託料の予算も計上していませんので、できないという話をしたんですけど、「いや、それが期限だ。」という話になりまして、到底難しいということでお断りしております。その時に申請をあげるに当たっても、比較検討を一切していないので、比較検討してからという話は、当初からしておりました。県では、「いや、そういつても期限があるので、なんとか早くしてくれ。」ということでしたんですが、間に合わない。事務的に間に合わないって言えませんが、なかなか、我々職員が計算できような設計、工事費を出せるようなあれじゃありませんので、やはり、どうしても専門のコンサルタントに頼まなければいけないということもありまして、できないという返事はしております。

そのあと、県では、これは基金でありますので、全体の枠がありましてその青森県の基金25億でしたか、その中で各市町村及び林業者等から要望を受け付けまして、その額内でやるということですので、その要望が県全体だと要望額の数倍来ているという話を県の方ではしてまして、南部町に対しては、「採択受けても全額は出せないですよ。」という話でした。これは、バイオマス熱利用の事業でありますので、「原木換算で、立米5万円出しますよ。」という話で、うちの方で原木換算でありますので、チップにすると約その半分以下でありますので、立米2万4、5,000円という計算で、2億ぐらいの補助は受けられるのかなという試算はしたんですけど、最終的にはそこまではいかなかったという経緯があります。

川守田稔君 退席

確かに、時間をかけて検討をしなければならない大きな問題であると思いますけど、逆にバーデにすれば一日も早く結論を出してもらって、導入を検討していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（坂本正紀君） 馬場又彦君。

○11番（馬場又彦君） 99ページですけども、19節補助金、まず、さまざまなお祭りに補助金が

出ているわけですが、平成21年度財政援助団体等監査の結果というのが皆さんに来ていますが、これを見ると、南部まつりとか名川秋まつり、ほとんど事業費の分、補助率が99.9%と出て、これは事業費の請求が来た分補助を出すのか。それと、ジャックドまつりの500万とサマーフェスティバル、春まつりがちょっとこれには載っていませんけども、これは、どうなんでしょうかというのと、とまべちまつりが107万の事業費に対して、補助金が10万ということで、この辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 各団体、まつり実行委員会の方にそれぞれ補助金を出しまして、その補助金の精査につきましては、その計画を見て出しております。ほとんど100%近い補助率になっております。

春まつりにつきましては、実行委員会ではなくて、観光協会が主催して行っておりますので、その金額でよろしいと、町の方が担当しております。

それと、なんぶサマーフェスティバルにつきましては、サマーフェスティバルの実行委員会の方で、独自に協賛金をもらって運営しているということで、この金額ということになっております。

とまべちまつりは10万円と少ない金額でありますけど、とまべちまつりは合併する前から地域でやってたお祭りでありまして、それで観光協会が加わったことによって、「事務的経費の一部を補助しましょう。」ということで10万円で行っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） これにて7款商工費の質疑を終結いたします。

次に、100ページから109ページまでの8款土木費について質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ここの土木費について、数点質問があります。

まず一点目は、102ページ、8款2項2目に当たりますが、道路橋りょう新設改良費の1億2,167万3,000円についてであります。当初予算では、「町道7本整備予定としております。」とありました。どのようになっているのか、どの路線なのか、まず、お聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 2目の道路橋りょう新設改良費の1億2,167万3,000円ですけども、その中の15節、105ページですね。工事請負費がございませけれども、その中の大きいのが日渡・青鹿長根線舗装改修工事の3,325万1,400円。それから、下町焼線道路改良舗装工事1,085万8,300円。これが主なものです。

それから、13節の委託料になります。北本村・南古館線道路地質調査業務381万1,500円。それから、北本村・南古館線道路測量設計業務1,415万4,000円。これが、大きいものでございます。

それから、22節の補償補填及び賠償金の中の、上沢3号線立木等補償費630万7,201円と、こういうのが大きいものでございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） だいぶ、道路の整備が進んでいるようでありますが、住民の皆さんからのご協力とか、どういう町からの働きかけがあったのか。また、この道路は住民の皆さんの陳情とか請願に基づいて行われていたものなのか。また、住民の皆さんが要望されたのであれば、それは何年ぐらいで完成されたものなのか、道路整備の全体像についてお聞きしたいと思います。

そして、これは21年4月、南部町道路整備計画という文章が作られております。全員協議会の時も説明があったのですが、これをどのように活用されたいと考えてお作りになったのか、この整備計画についての説明を求めたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、道路整備計画が今年度ということですけども、これは、産業建設常任委員会と建設課が、今、立花議員からもあったんですけども、町民の方々といいですか、行政員の方々の要望等が多く町内から出てきております。

河門前正彦君 退席

各路線、それぞれ出てくるわけですが、その路線の住宅の密集地の度合とか、それから、利用頻度等すべて違いますので、これを今の道路整備計画を作りまして、この中で、それを判定する基準を設けて、我々建設課が行い、さらには産業建設常任委員会が行って、その中で順位を決めて整備を進めていくと。

それで、今現在それがやっているのかということですが、今年度からそういうことになりましたので、今、要望があがっている箇所をすべて今判定して、これから産業建設常任委員会にかけるということになってございます。ですので、今後はすべて行政員の方を通じて、その要望書をあげていただくということで、行政員会議でもお知らせしているところでございます。

以上です。

河門前正彦君 着席

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） なかなか、いわゆる生活道路、まだまだ遅れているところもありますし、住民の皆さんの要求も強い項目でありますので、双方歩み寄って町道整備を進められることをご要望申し上げます。

次に、住宅費についてなんですが、住宅費全般ということになると思いますが、5項住宅費に関連する質問です。

この決算書には、あかね団地内道路の整備とか、住宅地の環境整備に力を尽くされたり、第2 苫米地駅前団地が整備され、喜ばれております。駐車場が完備され、車を止める場所が確保され、道路交通安全上も

○委員長（坂本正紀君） 立花委員。ページ数を述べて。

○12番（立花寛子君） 106ページでございます。106ページの住宅費についてであります。要するに、住宅は徐々に整備されておりますが、今まで整備された森越団地などには駐車場が整備されておらず、路上駐車ということで今、大変問題になっております。

特に、救急車などの妨げになるということで、町からの指導もあるわけですが、駐車場を確保していないところに、駐車せよということも無理なことではないでしょうか。その駐車場確保のた

めに、どのような計画を持っておられるのか。また、町営住宅建て替えなどに対しては、駐車場も確保されるような予算とか計画になっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、森越団地に駐車場が無いということですが、駐車場はございます。

それで、町営住宅は1世帯に1台というふうになってございます。住んでいる方々が2台あるから2台止めたいというのではなくて、1台が限度となっております。それが合わないということになるのであれば、やはりその方々は、別なところを借りていただいて駐車していただかないと、3人いるから3台というような条件で進めると、とても用地が足りなくなります。そういうことで、今現在新しい団地については、すべて駐車場は整備してございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 確かに、車が無ければ生活できない地域に、2台3台ということでこの駐車場問題が起こってくるのでしょうかけれども、やはり今の時代、どうしても駐車場の確保というのは、個人では限度があるわけです。そして、今お話しされたように、新しく建て替えたりされるところには駐車場として、住宅の番号と駐車場の番号など書かれたところが与えられるのですが、そうでないところが問題なので、これからの予算編成などに絡めて、駐車場問題はどうしても公営住宅に入っても、個人で確保しなければならないのか。また、森越団地におかれましては、分譲地ということでまだ使われておらないんですが、一画を駐車スペースにするなどしていただけることはできないのか。確かに、駐車場が無いために路上で車が止まっていると、さまざまな弊害があるのは住民の皆さんは存じておるのですが、自分ひとりでは解決できないということで、やはり悩んでおられる問題ですので、行政の皆さんはその点を踏まえて、よくお声を聞き、解決するようにしていただきたいなと思っております。また、それについてのお答えもいただきたいのですが、それとともに若い皆さん方は、森越団地、その森越地域に町営住宅が建たれることを大変、強く希望しております。特に、子育て中の皆さん方は、森越団地は幼稚園とか保育園、小学校、商店街、駅に大変近く、利便性もあるがために住みたいって言うても空きが無く

て、住めない状況なんです。その中で、雇用促進住宅、管理体制は違うのですが、雇用促進住宅があること、それが利用されないことに対して大変な不信感といいますか、もったいないという「どうして住まわせてくれないのか。」という声がありますが、この点、どうしても解決できないものなのか。これから新政権が誕生すると思いますが、そちらの方に雇用促進住宅の開放を訴える考えがないのか、お聞きします。

○委員長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、森越団地に駐車が無いということではなくて、先ほどもいいましたとおり、駐車場は1世帯、1棟に対して1台止められるようになってございますので、それ以上持つことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、別なところに駐車場を作って、借りてやっていただかないと、我々建設課の方にも当然、駐車場の保管証明を出すわけですが、そういうことで1台にしか出せませんので、その辺を理解していただきたい思います。

川守田稔君 着席

それから、古い団地については、やはりその当時昭和40年代に建てた団地等でございますので、駐車場はちょっと整備していない箇所もございますけれども、それでも空き地をなんとか利用するようにということで、その駐車場の車庫証明は出しております。

それから、森越団地をもっと団地数をふやしてはどうかということのご意見ございましたけれども、森越団地については、もうこれで計画は終わっていると。逆に、分譲地を整備しておりますので、若い人たちにも何とか分譲地に家を建てていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） その分譲地の話が出たのでお話ししますが、私自身も皆さん方に利用していただくことを心待ちにしておりますが、なんせ不況も深まっており、なかなか建てられない状況が強いと思いますので、町でそちらを利用して、それを買い上げるなりして、貸すと

ということが利用率を高めるのじゃないかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 今の意味がちょっとわからないんですけども、町が町有地を借り上げるんですか。

○12番（立花寛子君） 建設関係のさまざまな住宅ホームがありますんですが、そちらの方に建てていただくような形をとるなり、そこを提供するなりしてその建てていただき、それを町営住宅なり住宅として貸していただく。そういうようなやり方であります。

特に、あそこは要するに地の利が良くて

○委員長（坂本正紀君） 立花委員。あまり決算案件からずれないように、わかりやすく質問してください。

○12番（立花寛子君） 他の皆さんにはおっしゃらなかったのですが、住宅問題でこれで終わりますので少し聞いていただきたいのですが、どうしても子育て中の皆さん方は、地域の有効利用を望んでおられるその声をぜひ聞いて、子育ての若い皆さん方を応援していただくような形で動いていただくように要請し、質問を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 102ページから103ページの17節公有財産購入費に関してちょっと伺いますが、これは今多分、その監査請求が出ている土地の件が2,000何万入っているから。去年の8月7日の議会の時に、私は公衆用道路ですか、位置指定道路じゃなくて、「公衆用道路が町内に何カ所あるか。」って聞いたら、「約1,000カ所だ。」と、これ一カ所を欠くことによって要望あるいは、みんな変わらなければならない可能性があるから、悪い前例を残す恐れがあるということで、反対した経緯があります。それはそれでいいんですけども、今ちょっと監査委員とか委員長にちょっと伺いますけども、監査請求が出て、今月の14日にこれについて監査委員が相談する会を開くという説明をさっき聞いたわけですけども、そうすると、例えば今回決算の認定に当

たって私らが、「これは問題ない。いい。」ということで、例えば、決算を認定したとしますよね。あとで14日に監査委員の方々がいろいろ検討した結果、「これはよろしくない問題がある。」という結論が仮の話で出た時に、地方自治法とか地方自治法施行令とか規則とかその辺をよく見ると、ちょっと疑問があるので質問したんですけども、そうするとこの監査委員会と申しますか、その14日の裁定みたいな相談というんですか、評定というんですか、それが出た上で認定の委員会をやるのが、本当は後々トラブルがないのかなど。そういうふうに、この地方自治法を読んでみれば感じる部分があるんですよね。その辺を、法律的に問題がないのかどうか、見解を伺いたいんですよね。それは委員長がいいのか、町長がいいのか、代表監査委員がいいのかわからないんですけども、あるいは、総務課長が適任なのかわからないんですけども、あとで、「いや、やっぱりちょっと失敗したな。問題があったな。」ということがないために、ちょっと念のために伺います。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、私の方から申し上げます。

まず、監査につきましては、法律に基づきまして監査の方から報告がある、そうすると、地方公共団体では「監査委員の意見をつけて議会に付す。」とあります。それで、今の決算につきましては、会計閉鎖をしてから3カ月以内ということですので、8月中にこの決算書ができていますが、それ前に決算監査を行っている。そして、それまでの意見をつけて、こちらの方に付しているわけでありまして。それで今日の会議をやっているわけですが、例えば、先ほど工藤委員がおっしゃいましたように、仮にということでお話しがありましたけども、その仮に別な意見が出た時には、これが例えば承認されたあとに出た場合には、もし、例えばですよ、照会しなければならぬということになった時には、翌年度に影響してくると思います。予算を確保して、翌年度返還するなり、いろんな処置をしていくということになりますので、私の方では、地方自治法上は問題ないと考えております。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） これにて8款土木費の質疑を終結いたします。

次に、108ページから113ページまでの9款消防費について質疑を許します。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 108ページです。ある程度の予定時間をおしているようですので、簡潔に回答もお願いしたいと思いますが。

9款消防費、1目常備消防費の当初予算が3億2,342万3,000円とあって、補正予算としてマイナス減額の数字が並んでいます。最終的には、3億1,158万4,000円。そして次に、2目の非常備消防費、これが補正予算額に297万6,000円。こちらはプラスになっているわけですが、常備の方がおおよそ1,100万マイナスという状況は、どのような状況の中からこの数字が出てきたのか。と申しますのは、消防団、細かく言えば屯所を中心とした分団があるわけですが、そちらの方々のお話を聞きますと、「若い人が入ってこない。」あるいは、「助成金が少ない。」というような話があちこちから聞こえてくるわけであります。

数回前に、中村善一議員もおっしゃっていましたが、やはり消防団のお金が少なくて、「困ったな。」というお話も出ていましたが、聞いてみますと、ところどころでそういう話が出てくるわけであります。

こちらの2目の方には、節としておおよそ報酬がありますが、990万6,000円。これはおおよそ1,000万円ですけれども、そうしますと屯所自体に団員数が何人で幾ら。あるいは個人的に幾らとなつての計算を出して配布支給しているのか。ここには、不用額、マイナスというようなものも出ていますが、これは団員数が少なくなったものなのか。その状況と、それから常備消防費の方のマイナスになったのは、これは基準値を再検討してこういう状態になったのか。それとも、内容的に例えば心機一転して、そろそろ落ち着いたのでこういう金額に移行していったのか。その辺を、団員不足ということからこの辺を活用して、あるいは、「この分団の方にそれがいくことも可能であればいいのにな。」というような感じもいたしまして、その内容を少しご説明をいただきたいと思ひます。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、1目の方から申し上げます。

常備消防費でありますけれども、これは広域消防の負担金でございます。減になった理由でございますが、消防本部の建設に係りまして地質調査を行うことになっておりますが、これは翌年度に回すということで、この20年度分については減額してございます。

それから、2目の非常備消防費でありますけれども、これは町の消防団なり、分団に関する費用であります。一つは、ふえているのは消防の出動手当で、予算上は増額してございます。お

そらく、当初は1,000万前後だったと思いますが、ここの9節のところの旅費がございます。旅費の履行の説明欄で費用弁償というのがありますけれども、ここでは1,360万円ほどの計算額が出ておりますが、これは一回あたり1,500円の出動手当でございます。これが、安いか高いとなりますと、おそらく消防団の方から見ますと、あまり高い金額ではないなという気はしていると思いますが、ただ、私たちの方も、担当としてはもう少しおあげをしたいという気持ちはありますけれども、ただ、予算の全体を見た時に「消防の方だけ認めてください。」というわけにはいきませんので、これは今後検討する余地があると思っております。

あと、報酬の方であります、1節の報酬990万の金額につきましては、団員の個人に渡るお金でございます。それで、ここにありますが、連合消防団長は年額の報酬が4万5,800円、団長も同じであります。副団長が3万4,100円。以下、ずっとこういう感じではありますが、1団員は1万2,900円であります。それから、災害支援団員と申しまして、最近協力いただくようになりましたけども、消防団の方を退団した方に特にお願いをして、災害の時だけ出動をお願いしています。その他の活動につきましてはお願いをしてございませませんが、そういう方にはやはり、ただというわけにはいきませんので、1万円。こういう各階層によりまして区分した支払いの総額が、990万円ということでございます。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 切なる声で渴望をしておりますので、本当に出動をしなくても常時緊張をした生活を強いられてるという声もありますので、もう少し配慮する必要があるかなと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。次に、112ページから135ページまでの10款教育費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。

川守田稔君 退席

○委員長（坂本正紀君） 次に、134、135ページの11款災害復旧費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、同じく、134、135ページの12款公債費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。

次に、134ページから137ページまでの13款予備費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第71号、2008年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

第2 苫米地駅前団地建設や多目的バスの運行、学童保育の開設、新規就農者支援事業など、評価でき改善された項目もあり、評価できるところはあります。行政として努力されているわけではありますが、今までの国の政策があまりにもひど過ぎるため、利用したくても利用できない項目や不適切な支払いをしている項目もあり、また、税金が高すぎるため余裕がない生活を送っている人々が、ふえているのではないのでしょうか。

直接的には、国の政策の縛りのある予算執行であるとは思いますが、当町の独自性を持った住

民サービスが盛り込まれた決算になることを強く要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

川守田稔君 着席

散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） 以上で本日の決算特別委員会は終了いたします。

なお、9月4日は、午前10時から引き続き委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

（午後4時40分）

南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成21年9月4日（金）

出席委員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君		

欠席委員（1名）

20番 佐々木由治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画調整課長	奥瀬敬君	財政課長	小萩沢孝一君
税務課長	八木田良吉君	住民生活課長	中野雅司君
健康福祉課長	有谷隆君	環境衛生課長	小野寺直和君
農林課長	岩館茂好君	農村交流推進課長	小笠原覚君
商工観光課長	大久保均君	建設課長	西野耕太郎君
会計管理者	坂本與志美君	名川病院事務長	坂本好孝君
老健なんぶ事務長	神山不二彦君	市場長	佐々木博美君
教育長	角濱清輝君	学務課長	庭田卓夫君

社会教育課長 工藤重行君 農業委員会事務局長 坂本勝君
代表監査委員 鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 立花和則 主 幹 板垣悦子
主 事 秋葉真悟

開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

○委員長（坂本正紀君） 本日は、本委員会に付託されました議案第72号から議案第91号までの平成20年度南部町各特別会計歳入歳出決算20件を審議いたします。

なお、各特別会計決算につきましては、歳入歳出一括で質問を受けますのでよろしくお願いたします。

それでは審議に入ります。

議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第72号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 145ページをお願いいたします。議案第72号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

150ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明いたします。1款1項1目給食負担金、1節給食負担金は1億317万5,800円ですが、各給食センターでは、名川給食センターが約15万4,000食で、4,071万円です。それから南部給食センターの方は、10万4,000ほどの給食数で2,728万2,000円ほどです。福地給食センターは、13万3,000食ほどで3,518万2,000円ほどです。

2款1項1目一般会計繰入金、1節の一般会計繰入金は1億1,384万3,000円ですが、それぞれ

センターでは、名川では3,869万8,000円、南部センターの方は3,731万3,000円、福地センターは3,783万2,000円です。

152ページをお願いいたします。こちらは歳出の主なものですが、1款1項1目の給食管理費は先ほどの繰入金が充てられております。中ほどの11節需用費、消耗品費がありますが、これは洗剤とか使い捨て布巾、手袋、マスク等あるいは事務関係ではファイル、用紙などで、厨房関係、事務用品等の消耗品です。

12節の役務費の主なものは、中ほどにあります。米飯食器洗浄手数料212万9,000円ほどです。

13節委託料では、最初にあります給食業務請負が4,256万1,000円ほどになっております。

154ページをお願いいたします。154ページの2目給食費ですが、これは材料費です。負担金として歳入で申し上げたものがこれにあたる部分です。需用費として1億331万2,311円となっております。これは食材に充てられるものです。

以上ですが、147ページの一番下にありますが、歳入済額で2億1,701万9,648円から149ページの歳出合計の2億1,701万7,801円、これを差し引きますと148ページの欄外にあります。1,847円が差し引き残高として次年度へ繰り越されます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） おはようございます。私からは歳出歳入に特に数字的にはどうのこうのというのはありませんが、先月から学校給食センターはオープンして活動しているわけですが、毎日だいたい2,000食強ぐらいの食事を提供しているというふうに伺っています。そこでですね、その給食のメニューを作っている栄養士さんは町の職員ではなく県から委託された方々ですので、そういった毎日のメニューをどのように考えているのかということについてでございます。町ではその方々にパソコン使うなり、いろんなデータでどんな食材を使う、栄養バランス、一週間のうちにどの位の栄養素をとればいいのか、カルシウムでありマグネシウムであり、取ればいいのかということになっているそうですので、月曜日にだけ食べておかなければならないということのないようなバランスで構成しているというふうに伺いました。ただ私が言いたいのは、もちろん国産、県内、町内のそういった農産物を地産地消として使うようお願いしたいというのは前の一般質問でも行いましたが、どうしても冬場になれば果物あるいは野菜等々でも地元食材

はなくなるわけです。もちろん東京近郊あるいは輸入果物等々があると思いますが、その輸入果物について旧南部町時代に平成6年でありましたが、若い農業後継者を集めて勉強会が行われました。アグリビジネス南部塾ということでしたが、10数名の若い農業後継者私も入っていましたが、輸入果物についてあるいは野菜等々についてのことでしたが、八戸出身の高坂教授という日本大学の食品衛生学科に所属している教授の講演あるいはその生徒学生たちで取り組んでいる輸入野菜果物についてという、これはビデオがあります。確か、当時は経済課でしたか南部町は。そのビデオがとっておくというふうにあるからいつでも見に来てくださいと。当時は、もう亡くなりましたが相田一夫君が担当でやっていたのであるかと思いますが、そのビデオをぜひ栄養士さんに見てほしいと思います。というのは、外国産の輸入果物と野菜を一手に日本一の貿易港横浜港にあがるそうです。そこの近くあるいはスーパーさんたちもキャベツあるいは外国産の果物を置く、消費するわけですが、横浜には奇形をもつ母の会という会があるそうです。そのビデオの中の部分でしたが、いわゆる残留農薬によってそれを食べた奥様方たちは、女性の体でございますので、何らかの農薬の影響を及ぼして、そういったDNAが間違っただけで伝達されるいわゆる奇形児が生まれてしまっているという結果に繋がっているという研修ビデオでございました。仮に食品名を出せばあれだけでも、オレンジなんかは皆様ご存じのように非常にみかんと違って皮が厚いわけですよ。外国では日本で使われてないような非常に厳しい農薬をまだ現在も使っております。その薬剤散布等々を行いますと、皮から表皮からあの厚い皮を浸透して果実に分解されるというふうになっているそうです。従って、その皮をむいて果実だけを食べても残留農薬はそこに残っていてそれを食べている人間といいますか奥様方、あるいはキャベツの皮一枚むいた残飯なんかは淡路島の猿園に行くそうですが、そこもやはり手足がない猿がごろごろ生まれているようなビデオ映像でした。ぜひそういった輸入果物野菜等々も今後、小学生中学生でございますので、確かにそういうデータがあるということは及ぼす環境、影響もあると思いますので、栄養士さんなんかとそういった町からの取り組みで勉強会等々を行うように、またこの予算内に多少でも計上され、そういった勉強会をしているんだよという項目がのってくれば、町民あるいは子供を預けている父兄の方も安心した登校、あるいは食事提供される給食センターの信頼性というものもあらわれてくると思いますので、その辺をお願いしたいなと思っています。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） メニューについてどのようにということがありましたけれども、先ほどお話がありましたように栄養士は県の職員、県費負担教職員ということでなっておりますが、県の負担の教職員については結構研修会がありまして、県のスポーツ健康課の主催だとか、栄養士の研修会あるいは夏季講習をやったりとかというのもあります。それから三戸郡では学校給食会というものをつくっております、そこでも夏休み等において研修会を行っております。それからメニューについて特にその三戸郡の給食会の方では、年何回か栄養士が集まって意見交換をしながらいろんな食材について勉強をしております。

それから農薬についてですが、一応仕入れの段階では国産、前にもお話申し上げましたが、地元がまず第一、次がなければ県産、なければ国産というふうな形で材料を仕入れるようにしておりますが、その時に国産であるかどこ県産、あるいは地元のやつとかというのをわかるように納品させるようにしております。話が前後するかもしれませんが、そんなことで勉強会については県の栄養士の方の勉強会も実施されていますし、特に夏休み等では職員全体での勉強会等も行ってあります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第73号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 157ページをお願いいたします。議案第73号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

162ページをお願いいたします。歳入であります。1款1項1目農林漁業体験実習館使用料、これにつきましては宿泊及び会議室、風呂等の使用料でありまして、1,645万753円であります。

2款1項1目財産売払収入であります。宴会時の料理及び飲み物等であります。3,330万4,682円となっております。

3款1項1目一般会計繰入金2,240万円となっております。一般会計からの繰入金であります。以上合計、歳入の合計は7,218万775円あります。

次、164ページをお願いいたします。歳出であります。1款1項1目管理費であります。7,207万1,667円となりまして、765万9,333円の不用額計上となっております。主なものは、7節賃金におきましては47万6,144円の不用額となっております。これは臨時職員が期間の日数が減になったことによるものであります。

次に、11節需用費であります。3,464万8,050円となり、639万3,950円の不用額計上となっております。主に大きいものは燃料費であります。A重油が当初計上より単価が、昨年12月以降単価が下がったことによるものであります。また、賄材料であります。宴会レストラン客の減によって不用額計上となっております。

次に、使用料及び賃借料であります。86万9,582円で20万3,418円の不用額となっております。主に清掃用具の借上料の減によるものであります。

以上合計、歳出合計7,207万1,667円となっております。以上です。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀文孝君。

2番（夏堀文孝君） 162ページをお願いします。歳入の部分で3款繰入金、1項他会計繰入

金の1目一般会計繰入金の部分でございますが、毎年2,000万から2,200万程度の繰入金を計上していますけれども、将来に向けてこれは縮小できる見込みがあるのかどうかをお聞きしたいのと、利用客の人数、20年度の利用客の人数、できればその前の年度もわかる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 繰入金、一般会計からの繰入れの問題であります。ここ数年2,200万から2,300万位推移しております。これが今の現状でありまして、これにつきましてもバーデハウスと同じく三セクの見直し等で今調査等を依頼して検討しております。

それと利用者数であります。20年度でいきますと、入浴客が16,089人。宿泊客は2,233人、宴会は5,367人、レストランは4,374人、その他休憩等とか体験等もありますけれどもトータル合計34,996人となっております。19年度と比較しまして合計で2,498人減少しております。この減少に歯止めとかける方法としましては、職員一体となりましていろんなイベント等を行いまして、集客に努めているところであります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） ありがとうございます。前年度に比べて2,400人減少している中で、繰入金が逆にふえていると、こういう現象はおそらく将来続くと思うのですけれども。

ことしの5月に出されました集中改革プラン取り組み状況というのがインターネットにのっております。それを見ますと、民間委託等の推進という項目のところでチェリウス、チェリリン村、名川多目的研修センターの民間委託は検討中とあります。これをずっと見ていますけれども、集中改革プランを作ってからずっと検討中ということになっておりますが、そのことについて何を検討しているのか。民間委託をするのかしないのか、もうそろそろ結論を出すべきじゃないかなとそういうふうに感じます。こういうふうにご利用客が減っている中で繰入金もふえている状況、やはりこれはなんとかしなきゃならないと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 今まで検討中検討中と、確かに議員のご指摘のとおりであります。そういうあれもありましたので、今年度改革プラン、第三セクターの見直しを実施しております。その中の報告書を待って検討委員会なりを設けて、なんとか年度内には方向性を出していきたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願いいたします。

委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第74号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 167ページからでございます。議案第74号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

主な内容につきまして歳入からご説明をします。次のページをお開き願います。1款1項ポートピア交付金、予算現額5,800万円。580万円ですね。失礼しました。調定済額678万7,905円。収入済額も同額でございます。この交付金はポートピアなんぶの総売上額、20年度は13億5,758万円でございますけれども、その5%相当分の環境整備協力費でございます。それで、予算現額との比較のところでございますけれども、98万7,905円の増となっておりますけれども、これはポートピアの開催日数をふやしたことなどによりまして売り上げが当初の見込みより増加したことによるものでございます。

2款1項繰越金、予算現額139万8,000円、調定済額139万8,605円、収入済額も同額でございます。前年度からの繰越金でございます。

次のページをお開き願います。歳出であります。1款総務費1項総務管理費、予算現額719万8,000円。支出済額577万7,380円で、この内訳は175ページをお開きいただきたいと思っております。右の欄の備考欄でございます。

8報償費でございますけれども、これは町道清掃作業の報償費。それからその下の機械借上料、その下の補修用材料、合わせて町道の環境整備事業に488万8,380円。

19節でございますけれども負担金として、ポートピアなんぶ運営協議会に10万円。補助金として、笑顔あふれるまちづくり支援事業に78万9,000円で、これは申請のあった町内4団体の地域づくりに助成をしているものでございます。

次のページをお開き願います。実質収支でございますけれども、歳入総額818万6,000円。歳出総額577万7,000円。歳入歳出差引額240万9,000円。繰越はございませんので、これを次年度へ繰り越しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第75号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第75号、177ページからでございます。平成20年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに歳入の主なものからご説明します。186ページ、187ページをごらんください。186ページの1款1項の国民健康保険税の調定額1億560万792円に対し、収入済額が7億5,960万5,718円となっております。内訳としましては、1節の医療給付費の現年度分4億9,103万4,150円。これは調定額に対しての88.7%の収納率であります。

2節の後期高齢者支援金分1億2,274万3,846円、同じく88.7%。

3節の介護納付金の7,119万8,427円は、87.5%であります。

4節の医療給付費の滞納繰越分としましては2,562万9,914円。これは13%に相当する収納率でございます。

次に、2目の退職被保険者等の国民健康保険税になります。総額は4,670万5,396円。内訳としましては、医療費給付分が2,956万4,516円は調定額の95.8%となっております。

後期高齢者の支援金分、現年度分は724万4,679円。これは95.7%。

3節の介護納付金分は811万5,799円。95.6%の収納率。

医療費給付費分等の滞納額の繰越金であります。164万6,817円は9.6%の収納率となっております。

次に、3款国庫支出金の1項国庫負担金であります。これは医療費給付費等の34%に相当する金額となっております。額は5億7,900万5,196円となっております。

次のページにお進みください。上段左になりますが、2項国庫補助金1目の財政調整交付金1節になります。収入済額が2億5,320万3,000円。細節としましては、普通調整交付金が2億3,313万6,000円。これは医療費給付費等の13%に相当する金額となっております。その下段、特別調整交付金は1,639万2,000円。これはエイズ及び制度改正等に伴う調整交付金ということになります。直診特別調整交付金367万5,000円は、直診病院等への交付金ということになります。

次に、4款1項1目になりますが、療養給付費の交付金ということで右側になりますが、交付金の総額は1億3,679万5,000円となっております。

次に、5款1項1目、前期高齢者の支援金分ということで4億1,215万2,937円の歳入でございます。

次に、6款県支出金1億3,697万9,168円となっております。

次に、7款共同事業交付金になりますが、一番下段の方になります。3億2,359万1,738円。これは高額医療に係る共同事業等の交付金となっております。

次のページ、190ページをお開きください。先ほどの7款の1項2目になります。保険財政共同安定化事業の交付金ということで2億8,297万174円は、30万を超える医療費に対する交付金ということになりまして、1,395件に相当する金額となっております。

次、9款は繰入金でございます。繰入金は2億5,540万5,000円となっております。

そのうち、2項1目の一般会計繰入金は出産一時金及び国保の基盤安定の負担金となっております。国保基盤安定の負担金は1億3,944万6,464円となっております。

次のページをお開きください。一番下段になります。歳入の合計は28億8,050万3,849円となっております。

次のページをお開きください。次からは歳出の主なものをご説明申し上げます。194ページからになりますが、194ページ、195ページは国保の事業の運営の事務的な経費となっております。

次のページをお開きください。196ページです。2款保険給付費1項療養諸費になりますが、15億8,438万2,558円支出しております。内訳としましては、療養給付費の支出ということになります。療養給付費の負担金としましては、14億5,886万6,984円となっております。

次に、中段より下になります。2項の高額療養費になります。高額療養費としましては、1億7,607万3,094円の支出となっております。一般被保険者の高額療養費の申請件数は2,161件、次の2目の退職被保険者の高額療養費の申請件数は176件となっております。

次のページをごらんください。198ページです。上段4項出産育児諸費ということで、いわゆる出産一時金に係る部分でございます。歳出が928万、これは26件の出産件数であり、20件は産科医療保障制度の実施前の20件で35万の歳出。制度適用後、6件の38万の支給がありました。

次に、3款の後期高齢者の支援金分としましては今期初めてでございますが、3億2,839万458円の歳出となっております。

次に、5款老人保健拠出金になります。この拠出金は平成22年度までの制度となっております。こちらは5,297万4,785円の歳出。

一番下段になりますが、6款の介護納付金1億6,447万9,653円歳出しております。

次のページ200ページになります。7款の共同事業の拠出金。これは高額医療の共同事業に係る部分の歳出となっております。総額で2億8,958万1,886円となっております。

次、8款の保健事業ということになります。これは特定健診等の診査事業費ということで、いわゆるメタボリックシンドロームで騒いだ健診分でございます。1,863万9,396円の保健事業費として歳出しております。そのうちの主なものとしましては13節の委託料、委託料の総額が1,129万7,682円。内訳の主なものとしては健診センターの578万9,805円、町立病院の健診分が515万2,185円ということになります。

次のページをお開きください。上段になりますが、9款の基金費であります。1項1目財政調整基金積立金としまして、25節の積立金が7,915万2,000円を基金に積み立てしております。

次に、11款の諸支出金になりますが、11款1項3目償還金がございます。これは返還金としまして、1,988万790円の返還金が生じております。

次のページをお開きください。一番下段になります。歳出合計28億2,129万5,199円が歳出の合計となっております。

次のページ、206ページをごらんください。実質収支に係る調書となっております。歳入総額が28億8,050万3,000円。歳出の合計額が28億2,129万5,000円となっており、歳入歳出の差引額が5,920万8,000円となっております。

次のページ、207ページ右側になります。こちらは基金の状況であり、決算年度の末現在で1億2,241万9,000円の基金となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページといたしましては、186ページの1款1項1目2目などいわゆる国保税に係るところの質問であります。質問に入る前に、この国保税全般に関係する被保険者数、直近の数字とか国保加入者の数同じことですが、世帯数、加入率、また短期保険証や資格証明書交付世帯や人数、それから資格証明書を受けている世帯で子供らのいるところに手だてができたと思いますが、それを受けている世帯数や人数など基本的なことがはっきりわからなければ、今説明されました内容から国保加入者などが現在どのようになっているのかははっきりわからないのであります。特に特別会計の方には説明書その内容とか基本的な数字が書いてあるそういういわゆる説明書を事前に交付していただくとかというのはできないものなのではないでしょうか。たくさん数字で説明していただいたわけですが、私は数字にあらわれない住民の皆さんの気持ちをこういう決算の場で訴えることはひとつの仕事だと思っておりますので、今までそのようにやってきたのですが、やはり基本的な数字がわからなければ国保加入者の動向もわかりませんし、滞納世帯の数字もわからないということは、要するに皆さん方に今の国保加入者の苦しみなり悩みをわかっていただきたいために何回も何回も訴えているわけですが、決算書の中だけの説明だけでは今の国保加入者の苦しみなどが伝わらないのではないかと思います。やはり事前にそういう基本的な数字を書いている特別会計としての説明書などの作成をまずひとつ要求したいと思います。決算委員長の方からもお訴えいただいて、もう少し現実がわかるようなそういう決算の審査方法に幾らかでも変えていただくように。それからまた健康福祉課では、たくさんの方の事業を行っているわけですが、年間の事業のそういう状況などをやはりそういう仕事内容も私は知りたいと思っております。こういう時に来て、こういう事業でこういうことがありましたとかこういう予算でこういう事業を行った、そういうことも決算の中では十分に審議できることでしょうし、それに対して委員の皆さん方がその場で質問されるということもできます。要するにもう少し活発な決算委員会がなされるように改善していただく、そういうふうなことも要求していきたいと思っております。要するに私は、これは合併前の話なのですが、合併前の話になるのですが、私がこれを参考にしているところの決算予算委員会は三戸町の議会で委員会も公開されていた時期に座った経験を話しているわけですが、各課の主要な職員の皆さんが一堂に会してやりとりをし、その課が終われば次の課が入ってまたやりとりをする。ですから決算委員会は2日となっておりますが、1日目は一般会計の8款までしかできない、そのような活発な委員会をやっております。ですのでそういうことでもっと委員の皆さんも自由に発言ができるようなやり方に改善されますように、決算委員長の方からも議会運営委員長の方にもお話されるなどして、もう

少し活発に、いろんな問題が飛び交う決算委員会にさせていただくようにということをまずひとつ要望しておきたいと思います。

それでは、国保の問題についてであります。先ほどお話しした被保険者数などをこの場でお話していただけるものでしょうか。もしそれがお話ししていただけますと、昨年5月30日に健康福祉課との議員全員協議会で南部町国民健康保険税の税率改正についてという話し合いがあったわけですが、その時に税率がだいぶ変更され、そのためにもだいぶ滞納者も多くなってきているとは思いますが、一般医療分では、これは改正前になるのですが、5月30日前の数字これは一般医療分で均等割現行2万6,400円から変わらず2万6,400円。平等割2万8,200円から3万3,000円。所得割8%から8.60%。資産割これは変わらず40%から40%。そして一般介護分、均等割現行1万2,000円変わらず1万2,000円。平等割7,200円から8,000円。所得割1.5%から1.8%。資産割これは変わらず10%から10%。それから後期高齢者支援分も変更があり、大変いろんな意味で負担が重くなっているのがこの数字でもわかるのですが、この決算書の中からはそういうことは読み取れないわけでありまして、ですのでいつも減免とか免除それから医療費の一部免除とかそういうことを話してもなかなか理解していただけないので、国保税の引き下げも思うように進まないのではないかと思います。先ほど言いました5月30日改正前と現在、今の決算に係っている内容がどのように変わってきているのか具体的な動きをお知らせしていただきたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに被保険者の保険者数ということでございました。世帯数の方は世帯が複数になり、また年齢等も年齢差があって制度がそれぞれ違いますので、人数で決算をとらえているところであります。一応、被保険者としましては調定で4,266名ということになります。それから後期高齢者の支援金は4,266名で同数。これはゼロ歳からの生きている方全部ということになります。それから介護納付金につきましては、40歳以上の方が対象になりまして2,574名。これは2号被保険者というところからでございます。それから退職医療費の対象者としましては263名、後期高齢者の支援金分としましては同じ263名。介護納付金の対象者は254名ということになります。

また資格証明書の交付の状況ということでございます。資格証明書は150世帯ということで世帯で把握しております。ちなみに短期保険証は94世帯。これは8月末現在ということでとらえ

ておりました。なお9月2日には、次期の短期及び資格証明書を発行するための滞納者の措置認定委員会を開いておりますので、この数字は若干変更するものと思っております。

次に、仔細についての国保の運営等特別会計等の状況を報告していただきたいということで、私どもでは皆様のお手元の方に行政報告書というものを出してしております。ちなみに国保会計の状況につきましては15ページから掲載しております。こちらの方をごらんいただければ国保の保健事業として実施されているものの大方は把握できるものと思っております。

また、税の改正等につきまして議員がお手元で改正率等をお話しておりましたが、それはそのとおりでございます。なお、改正に伴う増減という部分では対比表は持ってきていないので確かな数字は提示はできないわけですが、ちなみに国保の特別会計の19年度の歳入総額は29億2,530万4,977円、歳出は29億2,444万3,781円、差し引き86万1,196円の残。ちなみに20年度は28億8,050万3,849円、歳出は28億2,129万5,199円、差し引き5,920万8,650円の残という形になっております。国保におきましては、歳出が19年度より低くなっているという形になっております。19年度までは老人保健特別会計という会計の中で医療事業を実施しておりました。これが20年度からは、後期高齢者医療制度の特別会計というこちらの方に移行しております。旧老人保健特別会計の総額と20年度の後期高齢者医療制度の特別会計の総額を合計しますと、旧老人保健特別会計では2億2,058万9,489円。後期高齢者の特別会計の歳入が3億7,029万4,870円。合計5億9,088万4,359円となります。老人医療で実施していた場合と後期高齢者医療制度との差額はおよそ20億という、歳入歳出とも減額になっております。これは広域連合が組織されたため、こちらの広域連合の方に20億を納付しておる部分でございます。合わせると19年度も20年度も医療費事業としましては大差はないということになります。ただし、国民健康保険特別会計により5,920万相当の繰越を出しているということは税率改正の影響額と受け取っていただいて構わないと思います。

以上で、説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 確かに熱心に説明はしていただいたのですが、私は現に国保加入者の皆さんが滞納されている世帯がふえているのか、それで同じ方が滞納されておれば大変払いきれないだけの金額になっている、そういう現実をここであらわしたかったわけではありますが、数字の羅列だけではとても現実の姿は残念ながら伝わらなかったようであります。そこで具体的にお聞

きしますが、これは全協の国保税の税率改正についての今後の改正に伴う考え方についてという文章のひとつなのですが、平成20年度の税率改正については、基金残高が見込まれないものとして検討を余儀なくされるとともに高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う一部制度改正を含め平成21年度までの2年間の予算を平準化し、特別会計による適正な運用ができるよう税率案を試算したという文書なのですが、それで今回の決算書の先ほどの説明にある財産に関する調書、ページは207ページ、基金それから区分、国民健康保険特別会計財政調整基金（現金）というところの決算年度末残高1億1,039万円、この金額をどのように考えるのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 滞納者の状況につきましては、滞納者の措置委員会を開いて5年間の滞納状況等を参考に慎重に審議しているところで、それに基づいて決定しておりますので、滞納者の状況等は十分税務課も健康福祉課も把握しているつもりでございます。

また、基金についてのご質問でございますが、基金は当町の歳入歳出のおよそ28億の事業に対しましては、およそ基金は1割程度を確保しなければならない、適正であるといわれております。これでありますと2億8,000万は基金としてなければ国保の事業を2年間運営するのは危ういというところでございます。税率改正に及んだものは議員もご存じのとおり以前3億円ございましたが、それを平準化するために全部基金を投入して税率改正、税金を上げないできたという経緯がございます。それを20年で是正しました。それで一応、1億2,000万の基金を蓄えることができました。ただ、これが高額医療等重篤な病気等の件数がふえますとこれらを取り崩して使わなければならないということになります。この分の基金を21年度まで蓄えておくことにより、21年度の国保会計も適正に安定に運営できるものと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、基金についてであります。今2億幾らまで積まなければならないような、積んでもいいというような話がありましたが、今その縛りは大分緩くなってほとんど基金がない自治体もあるわけですので、むしろ一般会計からの繰り入れを十分に、国保加入者の税金を低く抑えている、そのように努力しているところもありますので、基金のため

にだけ基金を貯めることで税率を引き上げるようなことはなさないように、今以上に滞納者をふやして欲しくないということを訴えておきます。それでこちらから名指しもなんなのですが、税務課の方と国保の会計は関係しているということですので、税務課の方では滞納者などの数はどのように把握されておるのでしょうか、お聞きします。

それとともに、資格証明書発行の世帯の子供がいる世帯に対して期限付きの保険証を交付するというように決まったかと存じておりますが、その処置はどのようになったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 名指しということで先に健康福祉課の方からお答えします。

資格証明書及び短期につきましては前回の議会におきまして、中学生以下は資格証明書は発行しないという制度改正に基づきまして、町もそれを実施しており短期証明書は出しておりますが資格証明書は出していないという状況であります。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

まず、滞納者の状況でございますけども、現年度分につきましては533件。前年度比では81件位ふえているという状況でございます。滞納者につきましては納税相談等をしていろいろ状況を把握して、審査委員会で短期保険証とか資格証明書の発行についていろいろ検討して処理している状況でございます。

あと参考までに申し上げますけども、制度改正に伴いまして後期高齢者支援分がどんとふえてますので、実質は退職とかそういった医療の関係の方は後期高齢に比べてどんと下がっているんです。大体退職は7,200万位下がっているんです。国保はですね。ただし、支援分ができています。支援分ができていますのは退職では700万か何ぼですけども、一般の方では1億3,000万位支援分がふえていると。逆に、一般医療の方は人が減って4,500万位減っていると。そういう状況で、国保の場合は制度改正が大きく影響しますので、ただ単に税率改正だけでなく、人の構成、世帯の構成、あとは不況によって退職者がここに入った場合とかいろいろありますので、そういう状況であります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 数字の上だけでは後期高齢者という制度もでましたので、数字の移動というものはあるわけですが、全体に見て国保税は介護保険も始まったことで、一世帯が支払う金額の割合が大変高くなっている、そういうことからもっと独自に国保加入者の皆さんの税に対して何らかの手だてをしていただけないか。要するに一般会計からの繰り入れをしている自治体があるのですが、ここでは個人個人に対しての手だては考えられないのか。

また県に対しても、国保会計に対して予算をもっと引き上げるようにと訴えているのでしょうか。青森県が出している国保会計の支援というのは、一人当たりになると数十円位という数字を覚えているのですが、現在はそれはどのように変化しているのかお知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

一般会計からの特別会計への繰り入れというお言葉でございますが、一般会計から特別会計に繰り入れする部分につきましては、制度で定められた町が負担するべき割合によって一般会計を繰り入れしております。それ以上の一般会計からの特別会計への繰入金としましては、事務としてはルール違反であると思っております。税金を納税しているのは国保加入者ばかりではなく社会保険の加入者等も入っております。それらから徴収した一般の税金を特別会計国保会計に回すということには不平等が発生するものと思っておりますので、それは極力避けたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 今審議しているのは国民健康特別会計なんですけど、議案でいきますと75から80、こういったものを一緒に特別会計として組み換えできないものかなと考えるんです。多分できないと思うんですけど。でも荒唐無稽な話としては聞かないでいただきたいのですが。

一般質問でも申し上げましたように、南部町医療健康センター構想ということをお考えすると、そういった作業が当然必要になってくるんだと思うんですね。どういうことかと言いますと、例えば名川病院の経営のことを考えれば、黒字であり続けることを考えれば、その負担は取りも直さず保険制度の方にくると思うのです。そういった部分だけではなくて、例えば予防的な健康増進的な事業を行えば、それはそれで病院へ行く機会は減るでしょうし保険からの持ち出しはまた減ると思うんですよ。それで私はこういう医療健康センター的な考え方には賛成なんですけれども、そういった今私が申し上げたような医療と健康増進また介護とかそういったものをトータルに考えるシステムが出来上がってこそこういった構想は役に立つものだと思っているのです。ただただ、病院を新しく新築することに汲々としているような姿勢には違和感を覚えます。こういう構想がある以上はやはり全体的な関連分野をトータルしたものの見方をして、当然、冒頭に申したような今申した特別会計を全部一緒にしてというのは無理なことなんだと思うと私も想像はつくんですけれども、ただそういったものの考え方はしていく必要があるんだと思うんです。例えば、そうすると一体全体プラスなのかマイナスなのかということがわかるんだと、黒字なのか赤字なのかということがわかるんだと思うんですよ。決して病院の経営だけの赤字黒字を判断して、それは評価されるべきものでもないと思いますし、しからば何ゆえ国民健康保険料を値上げしなくてはならないのかという、そういった事っていうのは表裏一体だと考えるんですね。関連質問として聞いていただきたいのですが、そういった取り組みはこのマスタープランの中にあるのでしょうかどうでしょうか。お答えください。

○委員長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初私の方から申し上げます。

先ほど病院だけを考えているというふうにおっしゃっていましたが、何回今まで包括ケア、保健、医療、福祉そこに介護を含めたそういうものを一体的に取り組んでいくと。もう何回もそういう説明はしてきているはずですが、まずその誤解のないようお願いを申し上げて、決算の中でどこのページなのか、担当課長も答弁も大変だと思いますので、そういう部分も含めて示していただいて担当課長の方からもまた答弁をさせたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 説明、先に。

○13番（川守田稔君） 一言発言させてください。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 町長、誤解とおっしゃったんですが、それは誤解ということではないんですよ。当然、包括ケアというのはもう20年も25年も前から言われていたことです。いろんな自治体があるような形で取り組んできているのは皆さん周知のとおりです。ただ、しからばその包括ケアというそのシステムを、システムはそれぞれの地区がそれぞれの事情に合わせて作り上げているのだと思うのですが、私が申したいのはその包括ケアの中でどういう採算性のつじつまが合っているのかという、見る指標が今までなかったじゃないですか。そういうことを言いたかっただけなんです。ですから私が誤解していると思われているのと、私から言わせれば町長も誤解なさっているという、お互い様のことですので悪く思わないでください。その上でご答弁願います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

予防ということで、今現在国で再三進めている部分ではかかりつけ医ということで生まれてから死亡するまでの体調を、体を管理するという形の制度にもっていくようにということが進められております。私たちはいわゆるプライマリーケアという言葉を使っておりますが、それにつきましても健診事業におきまして特定健診等を実施しております。今のところ健診センターと町立病院での検診等は半々という形になっておりますが、医療保健センターが充実することによりこれらが町立病院と一体となった医療センターで、健診センターで検診することにより、その後のケアのかかりつけ医ということで町立病院を利用していただけるものと思っております。これには多いに期待するものであります。

また、疾病予防費としましても当然町立病院等を活用しております。これらの収入も予防的な部分でやりますと国保の方も悪化しないということで病院等と連携をとった医療体制、予防体制を整えていくことが肝要かと思っております。

また、介護に関しましても十分関連しております。実質、社会福祉法人さんの特養及び老人保健施設等は満床状態という形になりますが、病院には40床の療養病床がございます。こちらの方

を町民に活用していただければよろしいのかなと思っております。ちなみに大手の八戸市等の病院等で手術等をしますと20日前後で退院させられると。その後、受け入れるのは町立病院等と老健等もその類に入りますが、それらを活用するということで町民の介護等には役に立っているものと思っております。これらを包括的に会議及び連携を持って進めるのを私たちは包括ケアと思っております。またその他には介護を要さない支援者、要支援という方々がございますが、介護を受ける前の方々に対しましても、福祉的なケアを進める部分も包括ケアの一部と考えております。これらを私たちはプライマリーケアという言葉を使っておりますので、今後それについても理解していただければと思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） それはわかっているんですよ。それはわかって言っているんですよ。ただ、そのシステムをどのように評価見直しするすべを、その会計システムですよ、それが果たして効果が上がっているのか上がっていないのかと。それをどういうふうに評価するのか、具体的な数字で評価するのでしょうかと。そのためにはこうやって一つ一つ特別会計として、非常にわかりづらいんですよ。議員がこういうことを言って申し訳ないんですけども。わかりづらいんですよ。ですからこれはこういう形で特別決算をやるのはしょうがないとしても。ただ別な部分でもって、そういうトータルした評価というものを数値としてあらわせるような会計システム、金銭の出入りのシステムがあればいいなと私が思うだけです。他の皆さんがどう思うかは別な問題なのですが、評価ということになるとそういった作業が必要になるなということで申し上げた次第です。答弁はよろしいです。

○委員長（坂本正紀君） 答弁は。

○13番（川守田稔君） いりません。

○委員長（坂本正紀君） 答弁よろしいですか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 今回の決算の委員会には2～3年後に課長さんになられる方々が候補者

がいっぱい来ていますので、ちょっと視点を変えて、今後の決算の議会というか委員会をこういうふうにした方がいいんじゃないかなという議論の参考になればと思って質問させていただきます。

今の国保の会計に関連してお聞きしたいのですが、例えば東北6県あるいは全国的に見た場合に南部町というのは決して高齢化というか長生きしている、平均寿命が長い町でもない。それから国保の料金というんですか負担金が安い町でもない。安いところから見ればですよ。例えば、長野県あたりは国保の料金も安い、平均寿命は2～3年長生きだと。じゃ、そういうところとここがどこが違ってそうなんだろうというような視点でちょっと意見をお伺いしたいのですが、考え方をですね。例えば、山形県内の町を見ても、国保の料金はだいぶ安いんですよ。で、ここよりは多分長生きしていると思う。それは、やっぱりここより何かいいところがあってそういう結果が出ているような気がするんですよ。だから町民にとっては、負担は少なくて要望がちゃんとできていて暮らして安心というのが一番理想なわけですから、そういう視点からいくと長野だとか、ここよりは長生きしているのが多い地域というのは何が違うのかなと。今後こういうところを目指せば、それは改善されるだろうというのがあったらお答え願いたい。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

確かに寿命等は、全国的には低い水準であると認識しております。なぜかという部分でございましたけれども、厚生労働省等でよく言われるのは塩分の取り過ぎ、東北地方は塩分の取り過ぎが多いということを長年言われておりました。これらに取り組むために食育推進協議会というものを本年結成し、食事に対するバランスガイド等の普及に努めるということで、平成21年度から本格的に指導しております。その先駆けとしましては、9月6日の南部市場におきましての食育祭というものも県の事業を県内で一斉に行うということのスタートでございます。健康福祉課としましては、減塩等バランスガイド等を周知していくということになりますが、これは何かと申しますと、再三申し上げておりますが、成人病予防と習慣病予防、これらに尽きると思っておりました。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 議案第75号、2008年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

医療制度は社会保障制度であるため国に対して、予算の増額や補助率の引き上げを要求し、国保加入者の負担を幾らかでも軽減するため努力していくことは当然の姿勢であります。政府与党の社会保障切り捨て政策のもと、年々国民健康保険税が引き上げられていることが大きな要因ではありますが、町独自の減免条例とか医療費免除などの方策を取っている自治体はあり、それと比較しても当町のやり方は国保加入者まかせと言わなければなりません。国保税引き下げを要求し反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長(坂本正紀君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

ここで11時35分まで休憩いたします。

(午前11時23分)

○委員長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第76号、平成20年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第76号、209ページでございます。平成20年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものからご説明します。214ページ、215ページをごらんください。歳入になります。1款1項の支払基金からの交付金は1億1,062万2,062円となっております。

1目の医療費交付金としましては、現年度分が1億979万4,062円となっております。

次に、2款の国庫支出金1目の医療費の国庫負担金分の現年度分としまして6,575万9,000円。これは医療費等の12分の4に相当する金額となっております。

2節の過年度分としましては1,998万7,865円となっております。これは19年度の過年度分ということになります。

3款は県支出金で1項1目の医療費の県負担金分は現年度分は1,768万5,000円となっており、医療費の19%に相当する金額となっております。

4款の繰入金は1目の一般会計からの繰入金としまして210万1,000円、これは町の負担分の10%相当ということになります。

次のページをごらんください。歳入の合計は2億2,058万9,489円となっております。

次に、歳出の主なものをご説明します。218ページからになります。1款1項1目の医療給付費2億928万7,771円となっております。件数としましては7,560件分ということになります。

2目の医療費支給費、これは高額療養費それから柔道整復等の補装具等に係る部分の支出となります。合計額は692万8,986円という金額になっておりました。

次に、220ページをごらんください。実質収支に係る調書となっております。歳入の総額が2億2,058万9,000円となっております。歳出の総額が2億1,713万6,000円、差引額が345万3,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 老人保健については国保税のところの一項目でも話があったようなのですが、老人保健の事務内容はどこまで進められているのか。この制度は数年後には終了ということが言われておりますが、どのような段階に入ってきているのか、具体的にお知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

平成20年度、ちょうどこの決算の部分になりますが、後期高齢者医療制度を施行しております。これに伴い老人保健制度が廃止ということになりますが、3年間を処分期間とするということで、平成22年度まで支払い業務等が残っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第76号、2008年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

老人いじめの老人保健法そのものに反対しております。病院窓口負担を70歳以上の現役並み所得者は3割負担とするなど、医療を受けにくくしております。政府は今すぐ医療費抑制政策の誤りを正し、医療を充実させる方向に抜本的に政策を転換すべきではないでしょうか。

以上の理由を述べまして、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○委員長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第77号、平成20年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第77号、221ページになります。平成20年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものからご説明します。226、227ページをお開きください。1款保険料1項1目の、第1号被保険者の保険料としまして現年度分が2億7,999万1,838円の収入済額となっております。これは、調定額に対する100.2%という数字になります。100%を超える部分では年金の支払日に特別徴収等を行っておりますので、事前の徴収となる部分がございます、保険者等の死亡等が確認された場合は後ほど還付するということが出ますので100%を超えている部分であります。普通徴収に関しましては、2,596万623円という金額になっております。滞納繰越分につきましては72万3,757円は、調定額の8.63%という数字になります。

次に、3款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金でございます。現年度分は3億3,468万1,000円。

次の、2項国庫補助金は1億8,402万5,499円となっております。これらにつきましては国が20%、県が12.5%、町が12.5%。国庫補助金に関しましては国が15%、県が17.5%、町が12.5%、それぞれの負担率に伴った歳入となっております。

次のページをお開きください。228ページになります。4款1項1目、4款は支払基金からの交付金ということで介護給付費の交付金は、現年度分が5億6,932万7,000円となっております。これは、給付費の31%に相当する金額でございます。

5款の県支出金1項1目の介護給付費負担金でございますが、現年度分2億8,598万1,976円となっております。内訳としましては、居宅介護の部分では12.5%、施設では17.5%という負担率となっております。

次のページをお開きください。230ページになります。7款繰入金1項1目の介護給付費繰入金、現年度分2億2,933万913円は、給付費の12.5%という負担率で、町の負担分ということになります。

次に、下段になりますが、8款繰越金1項1目の繰越金は6,200万9,569円となっております。前年度からの繰越金でございます。

次のページをお開きください。歳入の合計になります。一番下段であります。20億4,996万5,232円の歳入の総額となっております。

次のページをお開きください。234ページです。歳出の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目は一般管理費で、介護保険制度を实行するための事務費等が主なものになっておりますが、右側中段になります13節の委託料1,383万5,000円の予算額に対し1,383万3,225円の支出は、システムの改修、それから制度改正に伴うほとんどがシステムの改修等に係る部分でございます。

次に、3項の介護認定審査会の費用としまして、1,353万6,894円の歳出となっております。

次の236ページをごらんください。第2款保険給付費になります。1目の介護サービスの諸費ということで総額が16億8,282万9,375円の支出となっております。これは要介護度の1から5の介護度の方々へのサービス費となっております。

次に4目は特定入所者介護サービス等ということで6,433万6,740円を歳出しております。この特定というものは住民税の非課税等の方々を対象にしたサービスということになります。

次のページをお開きください。238ページになります。上段1目の介護予防の特定高齢者施策事業費としまして、右側13節中段になりますが委託料でございます。776万9,356円の歳出となっております。これは地域包括支援センター等に係る部分の歳出となっております。システムの改修等が主なものとなっております。

2目の介護予防の一般高齢者の施策事業費としまして、委託料が159万750円となっております。これらは認知症予防等に係る部分の歳出となっております。

次に240ページをお開きください。一番上段の総合相談事業費ということで、委託料が673万9,650円の歳出となっております。これらは高齢者の実態把握等ということと地域包括支援センターの相談窓口ということで、件数としましては1,695件、対象者は相談者は565人という形になっております。高齢者の実態把握の件数としましては738件を訪問しております。

次に、5款基金積立金一番下段になりますが、2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金の積立てということで前回の議会で補正のご説明をしておりましたが、介護従事者等の処遇改善等特例債基金の積立金分でございます。1,446万674円となっております。

次のページ、242ページの6款1項2目の財政安定化基金の償還金であります。1,247万8,797円、これは平成13年から15年までの借入金をしている部分の返還金ということになります。

一番下段、歳出の総額が19億9,651万1,452円となっております。

次の244ページになります。実質収支に係る調書になります。歳入総額が20億4,996万5,000円、歳出の総額が19億9,651万1,000円、差引残額が5,345万4,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず質問としては介護保険全般にということになるわけですが、この介護保険制度というのは大変専門的にわかりにくいところもあるのですが、まず初めに、この介護保険、保険料を支払う年代は40歳からなわけですけれども、介護保険の制度全般を少し話ししていただいて、そしてその中で決算書には、滞納している方々の状況をまず第一に知りたいのですが、40歳から加入されていて、年代別に滞納されている方の数というものはわかるのでしょうか。そしてその滞納している年代のひとがたが介護が必要になった場合、どのような状況に陥るのか、まず第一点お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

介護保険の全般につきましては、介護保険ということで全国共通という内容のこういうチラシを每户配布しておりますので、こちらをお読みいただければ大方はわかると思っておりました。

滞納者等につきましては、後ほどお話ししますが、介護を受ける状態になればということは、私たちの使う介護度ということでとらえればよろしいのでしょうか。介護度というものには、介護の状態を示す数値でございますが、要介護と要支援という言葉がございます。要介護というのは1から5までございまして、これが重度の介護者ということになります。要支援というものは、若干の手助けをすれば自立できると判断された方々でございます。その介護度に応じたサービスを受ける量が決定していくという内容になっております。介護保険制度の内容は、余分なサービスはしない、介護度に応じたサービスを提供するというのが制度の趣旨であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 介護保険は40歳から加入するわけなのですが、40代、50代、60代、70代、これは一生続く制度なのですが、その働き盛りの皆さん方も介護保険を納められておると思いますが、そういう皆さん方の実態というものは、この決算書なりからはくみ取れない仕組みになっているのか。第1号被保険者というところと併せてもう少し説明していただきたいのです。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 滞納者につきましては、次の税務課の方からお答えさせていただきます。

被保険者の年齢別ということになっておりますが、把握的には65歳から74歳までを把握しております。平成20年度の保険者数は2,869、75歳以上の保険者は3,352ということになっております。65歳以下の方が重度の障害等を受けた場合には、60歳以前で身体障害者の手帳を交付していただいた方は身体障害者福祉法、いわゆる自立支援法の方で介護を受けることができるようにされております。厚生労働省では、これらの自立支援法も介護保険法と一緒にしたいという意向がございましたけれども障害者の方からの反発がございまして、一応自立支援法では独立した介護保険というサービスを行っております。これらが65歳以下の方々のサービスのあり方になっております。

一応、介護保険の介護度は今現在、要介護の1になっているのは1と認定されている方々は172名、介護度の2と認定されている方々は208名、3は161名、4は134名、介護度5一番重い介

護になります。196、合計1,005名。この方々が今介護を受けていると、介護を認定されているという方々になります。

以上で、説明を終わります。

○12番（立花寛子君） 委員長。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

滞納の状況でございますけども、まず特別徴収につきましては5,526件で全部入っているという状況でございます。普通徴収につきましては7,795件あって、654件が入っている。残っているのが141件。これについては年代別には、まだ出しておりません。トータルでしか把握していないという状況でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 大変、失礼しました。先ほどは失礼いたしました。

それで今、税務課長の方からお答えがありましたその働き盛りの皆さん方の数字が出たわけですが、介護保険を納めていない皆さん方もおるかと思いますが、その皆さん方の状況というものはどういうふうにごちらで把握されているのか。不況も深まっていると、住民税自体納められない方もふえておりますが、その中で保険証などもいただけないそういう若者がふえている中で40歳を迎えて介護保険に加入しなければならない年代になった時に全く払えなければ将来は大変不安を残すことになる、そういう制度上の問題についてやりとりしているのですけれども、どのように考えておられるのか。どこを改善したら、国の方に対してどこを改善したら、安心して老後を迎えられるのか、どのように考えておられるのか。基本的なところをちょっとお知らせしていただきたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 制度の改正ということでございますが、今現在始まって数年の介護保険制度、ようやく軌道に乗り第4期を迎えておる次第であります。最終的には第5期で大幅な見直しという計画をやっておりますので、一個人の課長という立場と一町村で制度の改正等を云々するというものはちょっと難しいのかなと考えております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 次に先ほど、健康福祉課長の方から説明がありました行政報告書の12ページ、6介護保険、認定申請件数は延べで1,077件。先ほどの数字は1,005名がサービスを受けているというふうに聞いたわけですが、その差の数字が出るわけでありませけれども、どういうところで介護サービスを受けられないのか。

それから要介護1から5とあり、居宅サービスは39.0%、施設サービスは36.6%、地域密着型サービス24.4%とあるのですが、このパーセンテージはどのように考えておるのか。もう少し、私は周りの方から介護保険を利用したいけれども介護利用料などの負担があつて、そして介護度が増すごとに利用料なども変化していくということで使いたくても使えないという話を聞くわけですが、この数字はどのように理解されているのか、まずお聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 12ページの認定申請件数の延べ件数1,077件についてお答えします。これは年度内に新規申請も含めますが、更新申請等もございます。それらの受け付けた総件数ということになります。説明不足の部分がありましたことをお詫びします。それから居宅サービス39%、36.6%、24.4%というパーセンテージにつきましては、介護保険給付費の18億3,464万7,313円の割合を示している数値とご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 私が言いたいのは、この介護保険制度ができてから介護利用料、介護保険

料などやはり負担が重いため、介護保険サービス自体を受けられない世帯がふえているんだということに関係課の皆さん方はぜひ理解していただき、何らかの手だてをしていただきたいということで質問に立っているわけであります。ぜひ、改善していただくように要望して質問は終わります。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ご飯食べてからでもいいんですけどどうですか。いいですか。

伺いたいのはですね、介護保険介護サービス含めて、法律ですとかさまざまな基準に則って粛々と進められている事業だと思うのですが、これが実際、町ですとか現場の裁量に任される部分っていうそういう余地はあるものなのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

現場での裁量というものはないと思っております。と言いますのは、広域で組織しております審査会というものでユニット数等がございます。医師それから介護福祉士といろんな方々が1ユニット7名で組んでいくわけでありまして。現場から上がっていくという部分では、医師の意見書等もございます。それとケアマネージャーの判断も若干入りますが、それらは同じ基準の判断基準で判断されるわけでありまして。また、先ほど立花議員が、介護度が上がれば上がるほど良いような言い回しをしましたが、介護度が上がるということは体力、ADLが低下するということになりまして施設の入所費、個人負担等も高くなるということで経済的負担も介護度が高くなると同時に高くなっていくということも付け加えておきます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 何でこういう質問をしたかと言いますと、スタートした当初と最近ではやはり介護に対する介護事業に対する環境的な変化ですとかニーズの変化だとかそういった始まった当初と随分世の中が変わってきたなと思うところがいっぱいあるんですよ。それで確かに私はこの事業自体良いことだと思っているんですが、ただ、私の父親と母親が倒れた時はこの制

度はありませんでした。亡くなって間もなくしてスタートしました。この制度の恩恵に与ればもっと兄弟家族楽だったなあという実感が本当にしているんですよ。本当に、昔は家族ほとんどが家族、そうでなければヘルパーさんという、ヘルパーさんと言いますか個人でお願いしてくるヘルパーさん、そういった形態しかなかったんですが。それも断られたりとかいろいろな事情があって本当に大変だった記憶があるんですね。ですが、その時にこういったサービスの恩恵に与ればいくらかもっと楽だったと先ほど申したように、ですがその頃はそれですごく価値のあったことだったと思うのですが。現在はもっとニーズの多様化と言いますか、もっと状況の方が進化しているような気がしてなりません。私の親戚などは、70になって認知症をもった親を一人で介護したりしています。その何と云うか痒いところに手が届くとか、できればそういった視点を持ってこういった事業が進められることが願わしいなと思ってお聞きしたことです。そういうことでした。

○委員長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第77号、2008年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度における介護保険料が耐え難い負担になってきております。保険料は一生の間、死ぬまで払い続けなければなりません。しかも、介護サービスを受けるときは利用料を支払うこととなり、お金がなければサービスは受けられません。これでどうして老後が守れるでしょうか。全国的に介護保険料の軽減、免除また利用料の軽減措置など導入している自治体がふえてきております。町独自の軽減策を取られることを強く要求し、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○委員長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前12時11分)

○委員長(坂本正紀君) それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第78号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第78号、247ページになります。平成20年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものからご説明します。252ページ、253ページをお開きください。歳入になります。1款サービス収入1項1目の居宅介護支援サービス計画費、1節になりますが収入済額が886万5,600円となっております。これは支援サービス計画の収入となりまして807件の策定をしております。これは要介護度1から5の方々のサービス計画を作成した部分でございます。

次に2目になりますが、介護予防支援計画費、1節の介護予防支援計画費511万6,000円は、介護予防の支援計画を作成した部分の収入でございます。1,231件分となっております。これは、要支援の1から2の方々の予防プランを作成した部分にあたります。

次に、3款繰越金1項1目繰越金は347万9,230円の前年度からの繰越金でございます。歳入の合計が、一番下段になりますが1,746万830円となっております。

次のページをお開きください。歳出になります。1款1項1目の一般管理費の右側中段になりますが、13節の委託料をごらんください。363万7,280円の歳出となっております。これは制度上、

介護予防計画作成業務の338万1,500円と作成業務の委託料が計上されておりますが、これはケアマネージャーが担当できるものは、ケアプランを作成する方を8名まで民間のケアマネージャーが担当できるということでこの方々への委託料ということになります。

備品購入費、18節の備品購入費では訪問車両の更新を行ってありました。

次のページ、256ページをお開きください。歳入の合計が1,746万、歳出の総額が1,499万2,000円歳入歳出差引額が246万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第79号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第79号、257ページからになります。平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものからご説明します。262ページ、263ページをお開きください。歳入になります。1款1項1目の後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料分と、現年度分は7,959万6,950円となっております。

2目の普通徴収保険料は2,465万6,700円となっております。

次に、3款の繰入金、3款1項1目の一般会計からの繰入金は2億5,881万4,000円となっております。これの内訳としましては保険基盤安定の繰入金が5,672万4,000円、給付費等の繰入金が2億209万円ということになっております。

次に264ページをお開きください。7款1項1目の高齢者医療制度の円滑運営事業補助金というものが559万6,500円、歳入にございます。これは、国庫支出金のうちでございます。歳入の合計が3億7,029万4,870円となっております。

次のページをお開きください。歳出のご説明をいたします。1款1項1目の一般管理費の中の右側、13節の委託料1,116万363円は、制度改正等に伴うシステムの改修、制度施行に伴うシステムの改修等になります。改正です。特定健診の121万335円は健診受診者の332名分ということになります。

次に、2款後期高齢者医療広域連合の納付金としまして、3億5,521万6,297円ということになります。内訳としましては後期高齢者医療広域連合の負担金871万3,000円、保険料負担分が1億359万3,100円、保険基盤安定負担金が5,672万3,987円、療養給付費分の負担金が1億8,618万6,210円となっております。歳出の合計、一番下段になりますが、3億6,668万8,808円となっております。

次のページをお開きください。実質収支に係る調書になります。歳入の総額が3億7,029万4,000円、歳出の総額3億6,668万8,000円、差し引き360万6,000円の残となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページといたしましては262ページと3ページにかけての後期高齢者医療保険料、この後期高齢者が支払っていただける保険料のことについて、全般についてお伺いし

ますが、263ページの収入未済額の金額についてであります。91万3,250円とか44万4,900円とか普通徴収135万8,150円など、この収入未済額についての状況内容をお知らせしてくださいませ。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えします。

特別徴収につきましては介護保険と同じでございます。途中で亡くなった方については請求が来てから還付する形になります。したがって、この44万4,900円というのは未還付分でございます。82件ございます。

それから普通徴収につきましては135万8,150円の未済額、これは76件5月末でやっております。現在は35名に減っております。高齢者の場合には書類などがいってもわからない方がありまして、いろいろ訪問して、年金なんか請求しないで年金がストップしている方等ありまして、その方々が普通徴収になっている場合もあります。それらを健康福祉課の方と連携して、申請していただいとそういったものをいろいろやっております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 制度としても後期高齢者医療制度は、大変多くの高齢者の皆さんからやめてほしいという怒りの声が湧き起こって参院の方では可決法案、廃止可決法案などもまとまっているわけでありまして、これは後期高齢者医療制度が終わらないうちは高齢といわれている皆さん方は大変怒りをもって見ていると思っておりますが、私は今お話ししたいのは、保険料について実際この中には滞納されている方ももちろんおられると思っておりますけれども、その皆さん方の医療の確保、要するにお年をとればとるほどたくさんの病気があって医者にかかりたいという方が多いと思っておりますが、滞納されているとどうしても安心して医者にかかれぬ、そういう方々もふえてきていると聞いておりますが、そのところの状況はどのようになっていますか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

滞納等の被保険者がどうなっているかということで、これを決定するのは後期高齢者医療制度の執行者であります広域連合が決定するわけですが、その滞納状況を報告することが市町村等の業務でございます。当町からは、3名の方が滞納者ということで広域連合の方に報告されております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ですので、その3名の方の医療、病気がなければあまり気になさることもないかもしれませんが、いつ何時病気されるかわからない、そういう状況で3名の方が滞納されており、その方々から医療が奪われるとどういうことになるかということをお聞きしているわけですが、その方の医療の確保ということはどうなっているか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

この3件の中の1件は、先ほど税務課長も若干ふれた部分がございますが、当然受給できる年金を現況届等を出していないために年金が支給停止になっていたと。また当然義務であります町税の申告等もなされていなかったということで、税額は決定、年金はストップという形の世帯が1世帯ございました。早急に、税務課からの情報をいただきまして当健康福祉課の方で担当者を派遣しまして、修正申告、税金の修正申告をするように指導しております。それによって税額が減になるものと思っております。また、年金が支払い開始になります。そうすると特別徴収も可能になるということで、この方には一時的に短期保険証が交付になるかと思っておりますが、今の2点の指導等で3カ月以内の短期保険証が切れる前には普通の一般の保険証を交付できるものと思っております。もう1件は、納税相談等に応じていただけないということで税務課の方からも情報をいただいております。もう1件は、どうすれば保険料を納めることができるのかというような相談がありましたので、こちらから保健師等の担当を派遣しまして相談に応ずるよう準備しておりました。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ぜひ、丁寧な対応をしていただけますようよろしくお願いいたします。
また、本当にお金がなくて払いきれないのであればさまざまな制度の紹介などをしていただき、生活が成り立つように援助していただきたいと思います。

ところで後期高齢者医療制度、また国保などさまざまな制度により、病院窓口支払いが複雑になってきておるのですけれども、65歳以上の皆さん方からの病院窓口割合はどういうふうに変化しているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 後期高齢者に関しましては、1割負担ということで現在も続いております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） その窓口負担についてなんですけども、1割負担の方もおられれば現役並みの方もおられるし、また1割負担から2割3割と大変病院窓口支払いの負担がふえている状況をきちんとここでお知らせしていただきたいのですが。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） その方々の個々の負担額は幾らになるかというものは、所得を調査しまして、こちらであなたは1割を負担すればいい方ですというような通知を出し、それ前に3割2割等を負担した方には昨年度は還付等も行っておる次第であります。

議員がおっしゃるとおりに現役の方は、今は2割負担ということになります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 議案第79号、2008年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

後期高齢者医療制度は2006年6月に医療構造改革の名で小泉内閣と自民、公明が強行いたしました。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療制限を強いる仕組みに困り込むという世界に類のない差別医療制度です。75歳以上の人口比率が高まった場合も後期高齢者の医療給付がふえた場合も、保険料の負担がふえる過酷な制度です。あえて差別医療制度を導入するのはなぜでしょうか。当町の説明会でも、「医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と言っています。怒りと抗議の声が全国に広がっています。いずれ死ぬのだからと別枠に困り込んで医療も抑制するとともに、療養病床の大幅削減と軌を一にして終末期の高齢者を病院から追い出し医療費を削減するというあまりにも卑劣な高齢者いじめの制度ではないでしょうか。こんな制度は撤回させ中止させるしかありません。

以上反対の理由を述べまして反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長(坂本正紀君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第80号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 269ページからでございます。議案第80号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出について、損益計算書によりご説明いたします。276ページをらんください。

1の医業収益でございますが、（1）入院収益5億1,030万4,910円、（2）外来収益3億1,980万3,814円、（3）その他医業収益1億3,336万2,581円、以上合わせて9億6,347万1,305円の医業収益となっております。（1）の入院収益でありますけども、延べ患者数が2万3,354人と前年度比128人の減。1日平均患者数も64人と前年度比0.2人の減となりました。一般病棟入院基本料等の変更等によりまして、1人1日平均稼働額は前年度比847円の増の2万1,849円となったことから前年度比1,710万3,132円の増となりました。

それから（2）の外来収益でありますけども、延べ患者数が5万1,688人と前年度比1,563人の減、1日平均患者数も176人と前年度比5人の減となっております。また、1人1日平均稼働額も前年度比109円の減の6,187円となったことから、総体で前年度比1,547万8,477円の減となっております。

それから（3）その他医業収益1億3,336万2,581円の内訳の主なものでございますが、訪問看護等の介護保険収益が1,216万5,220円、検診及び予防接種等の公衆衛生活動収益が5,006万1,190円、診断料及び医師、技師派遣受託料等のその他医業収益が1,092万8,842円。それから、緊急医療の確保に要する経費として一般会計からの繰入金も5,829万7,000円あります。

これに対して、2の医業費用でありますけども、（1）の給与費から（6）の研究研修費まで合わせ9億1,736万5,728円となりました。差引き、医業利益は4,610万5,577円となっております。（1）から（6）までの内訳の主なものについて説明いたします。（1）の給与費6億1,803万211円の内訳でございますが、職員の給与と手当てを合わせまして4億1,985万3,154円、パート医師等への報酬が3,586万595円、臨時職員等の賃金であります。3,409万202円、退職組合及び共済組合負担金の法定福利費に1億2,822万6,260円あります。

それから(2)の材料費1億2,677万2,316円の内訳でございますが、注射薬等の薬品費7,443万1,380円、治療材料費が4,079万6,015円、給食材料費が1,127万9,221円となっております。

それから(3)の経費1億3,339万4,513円の内訳でございますが、水道電気料の光熱水費に1,380万3,288円、A重油LPガス等の燃料費でございますが994万7,489円、院内及び医療機器補修費の修繕費であります869万2,719円、寝具の借上げ等の賃貸料でございますが1,094万511円、維持給食費の委託業務の委託料でございますが7,751万8,050円であります。

それから(4)の減価償却費でありますけれども、これは建物構築物、機械備品を合わせまして3,476万1,791円であります。

それから(5)の資産減耗費でありますけれども、薬品の棚卸し、資産減耗費と医療機器更新に伴う固定資産の除去費ということで256万1,309円となっております。

次に3の医業外収益でありますけれども、(1)の受取利息配当金から(6)の国県補助金まで合わせまして4,147万2,272円となりました。

うち、(2)の他会計負担金2,216万6,000円は、企業債利息に要する経費と高度医療に要する経費として。

(3)の他会計補助金1,089万7,000円は、共済組合追加費用と技師及び看護師等の研究研修に要する経費として繰出基準に基づきまして一般会計からの繰入金であります。

それから(6)の国県補助金356万3,000円でありますけれども、これは災害復旧費の特別調整交付金と新型インフルエンザ対策事業補助金となっております。

これに対し、4の医業外費用であります(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(4)の雑損失まで合わせて2,850万3,165円となり、差引き医業外利益は1,296万9,107円となりました。

(2)の繰延勘定償却の124万5,232円でありますけれども、資本的収支予算で医療機器購入時に支払った消費税分を費用化したものでございます。

それから(4)の雑損失1,233万9,489円につきましては、収益的収支予算に伴う消費税を費用化したものでございます。この結果、医業利益と医業外利益を合わせて5,907万4,684円の経常利益となっております。

次の5特別損失、(1)過年度損益修正損に診療報酬請求に伴う算定額の返渡金9万3,589円がありますので、経常利益の5,907万4,684円からの差引き、当年度の純利益でありますけれども5,898万1,095円となり、黒字決算となっております。また、前年度繰越利益剰余金1億3,120万5,217円に当年度純利益5,898万1,095円を合わせまして、当年度未処理分利益剰余金は1億

9,018万6,312円となりました。

なお、今ご説明いたしました収益及び費用につきましては、283ページから285ページに掲載してありますので、後でごらんいただきたいと思ひます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので286ページと287ページをごらんいただきたいと思ひます。

資本的収入の1項企業債でありますけども、医療機器購入のための企業債借入金として5,600万円。

2項出資金は、企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金2,807万円であります。

3項の繰入金は、医療機器購入に伴う国庫調整交付金として国保特別会計からの繰入金367万5,000円あります。

それから4項の国庫補助金は、新型インフルエンザ患者入院医療機関整備補助金ということで210万円となっております。合わせて収入合計は8,984万5,000円となりました。

次のページの資本的支出をご説明いたします。1項の建設改良費でありますけど、ここは医療機器の엑스線一般撮影システムや超音波画像診断装置、人口呼吸器等の医療機器購入費として5,961万円。

2項の企業債償還金は繰上償還を含みまして、企業債の元金償還金として1億5,020万6,318円となっております。支出の合計、2億981万6,318円を支出いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出に不足する額は過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

それから次に、貸借対象表の主なものをご説明いたしますので前の方にお戻りください。278ページをごらんいただきたいと思ひます。

資産の部でありますけども、2の流動資産、(1)現金預金ということで平成21年3月末現在で、現金預金は4億9,674万5,924円となっております。

次のページの資本の部、5資本金の(2)借入資本金のイ企業債のところでございますけど、一応企業債の残高は21年3月末で2億3,801万6,194円となっております。なお、この企業債の明細につきましては288ページと289ページに掲載してありますので、後でごらんいただきたいと思ひしております。

この結果、前年の決算と比較いたしますと、純利益では2,632万5,854円の増となっております。これは平成20年度において医療収益の入院収益とその他医業収益の増と、医業費用の経費の中で医療機器の保守点検それから清掃業務等の委託料等が減になったものが主な要因となっております。

以上、簡単であります为名川病院の事業会計決算認定についてのご説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○12番（工藤久夫君） 今の病院の会計のことで、関連して二つか三つお伺いします。

一つは、先月の29日ですか、西健診プラザのところに平和病院でやっている新しい病院が完成したという新聞広告が載っていました。これを見ますと、ベット数が209で総工費が25億、ちょっとあそこの理事長に近い人から聞いたら「建物が15億ぐらいですよ。あとはさまざまもろもろ入れて25億です。」ということだったものですから、一般的な考えとして伺うわけですが、209のベッド数で25億の総額ってということは、ベッド一つあたり1,200万円位でできているのかなと。とすれば今計画している予算がちょっと高すぎるんじゃないかなと、その辺をどう考えているのかというのが一つです。

それから病床の利用率が、40と26ですか66のベッドがあるわけですが、常に大体病床の稼働率が100%に近い、非常に努力しておられる結果だと思うのですが。だとすれば、どうせ計画するのであれば、もうちょっとこの病床の数をふやした方が全うじゃないかなというのが単純な発想ですが、その辺のベッド数をふやした場合の問題点というのはどの程度のことか考えられるのか、その辺を伺いたいということと。

実は私と副議長の佐々木元作議員は、たまたま同じ町内にある南部病院の一つの医療法人の方の社会医療法人の評議員をやらせていただいています、その決算が手元にあるわけじゃないですけども、大体売上げが年間10億5,000万円位、売上げに対して人件費の比率が医師から看護婦から掃除婦から全部含めて47%だったですよ。そうするとそのどうしても公立病院の場合の人件費の比率が高いというのはいろいろ理由は考えられるわけですが、民間の医療法人と比較して一般的に言われていることは、医師の報酬は低くてそれ以外の医療技術スタッフの報酬というか給料が安いからそうなんだと。一般論として言われるのは50%から52、3%以下に人件費を抑えないとなかなか経営は厳しいですよということが聞かれるわけですが、この辺運営形態そのものをもうちょっと検討する必要があるんじゃないかと思うのですが、その辺の考え方をまず伺いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） お答えいたします。

建物の建築費についてであります。確かに209病床で25億という価格はこの間新聞等でも出てましてわかっているところではありますが、うちの方は医療健康センター構想ということで総体で25億。一応、内訳の中で医療センターに係る部分の本体建築費が大体14億という形で積算をしていますけれども、割り返すとかたや209床で1,200万円、うちの方では大体2,000万円位という単価が出ると思うんですけれども。やはり官と民との建築単価というのがあるのかなという。実は2月に大分県で視察した時も、向こうの院長が官と民との建築単価があるのではないかなということも言われていましたので、その建築単価についてはこれからいろいろ安価なものにしていきたいということで皆さん方にもご相談申し上げていかなきゃならないのかなと思っております。

それから病床の利用率でありますけれども、今うちの方も95以上を確保してきておりますけれども、今議員がおっしゃいましたベッド数をふやした方がいいのではないかとということでご質問されておりますけれども、建替えることについていろいろ公立病院との再編成の問題があって、これから八戸圏域医療圏ということでベッド数とかいろいろ県でも見直しする考えを示していますので、ベッドをふやすというのはちょっと厳しいのかなという感じはしております。

それから後、人件費の比率が高いということでありましたが、やはり何と言いましてもこの人件費の比率が費用の中で一番高く占めているということですので、一応昨年度国で示されました公立病院ガイドラインの改革プランということで20年度に策定をいたしまして、人件費についても削減をしていくという、20年から25年度までの計画を立てていますのでそれに沿ったものとして削減を進めてまいりたいなということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 一人あたりの患者単価について伺いたいんですよ。平均的な同じ規模の自治体病院と比べていると思うのですが、その単価は名川病院に関してはちょっと低いんですよ、ということですよ。さっきの質問ですとちょっと上がりましたみたいな説明だったのですが、その単価が上がるとか下がるとかというのはどういう要因があるのか、どういうことなのでしょうかとということです。

それと、前年度より5人患者が減りましたと。5人がどうのこうのということではないのですが、一般質問の延長になるかと思うのですが、この先どういうふうに考えていけばいいんだろうかというのを改めてお考えがありましたら一つ伺いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） お答え申し上げます。

最初に、一人当たり患者の単価でございますけれども、先ほど決算の中でご説明申し上げましたけれども、外来患者につきましてはやはり外来患者数も前年度と比べて1,563人の減、それから先ほど川守田議員も申し上げましたが、5人の減というのは一日平均患者数が前年度に比べて5人の減ということになっております。あと、単価につきましては年々こういうふうに患者は減ってきているわけですので、いろいろ入院基本料の加算とか入院患者への薬の投薬指導加算料とかいろいろそういう中で加算のつけるものをピックアップしながらつけるものはつけて、収入をふやしていくということで入院患者の単価はその年度で若干変わるのかなと思っております。それから後、こういうふうに患者数も減ってきてますのでやはりどこかで収益を上げていかなきゃならないということでも考えていかなきゃならないということですので、今その他の医業収益ということで健診とか予防接種、それから健診後の事後指導ということでそちらの方でも収益を上げるということで頑張っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほど何の款でしたか国民健康保険の時でしたか、発言させてもらったことをまた繰り返すようで恐縮なのですが、結局は名川病院の経営のことを考えると、医療保険の方に跳ね返るじゃないですか。薬価としてとか指導ですとかそういうことですよね。だから私は何回も言っているつもりなのですが、誤解されることを覚悟で言えば、別に名川病院が黒字であるから赤字であるからということを目くじらたててどうこうするべきではないと私は考えているんですよ。繰り返しますけれども、ただ全体として、医療に係る予算ですとか介護に係る予算ですとかそういったものをトータルするといくら減りましたねということの方が価値があるような気がするんですよ。ですから病院は、また繰り返しますけれども赤字であっても黒字で

あってもそれが必要な機能であるのであれば続けるのは自治体の義務だと私は考えております。ですけどこういう患者の、審議の仕方をしていきますと、なかなかトータルした全体が見えないというのがあるんです。そういうところを読み取ろうと思うので、私よくわからないのです。この予算書に関しても決算書に関してもですね。非常にそういう意味では、こういう予算にしても決算にしても、非常にわかりづらい構成になっているなというのを毎回感じます。そういう意味でお聞きしたものですから、そういうこととして受け止めてください。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

議案第81号から議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第81号から議案第83号までの平成20年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 291ページから説明をいたします。

議案第81号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

次に、296ページをお願いいたします。歳入の主なものを説明をいたします。

1款1項1目下水道事業国庫補助金でございますが、収入済額が1億2,795万8,000円になってございます。これは、繰越分が6,420万円が入ってのことでございます。

次に、2款1項1目の一般会計繰入金でございますが、1,389万2,000円。一般会計からの繰入でございます。

次に、3款繰越金1項1目でございますが、69万9,000円。こちらは、前年度の繰越金が19万9,134円、前年度明許費充当財源繰越金が50万円ということでございます。

次に、諸収入でございますが、1,294万6,918円でございます。こちらは、右の備考のところがございますが、消費税還付金633万8,648円。次に、請負契約解除保証金660万8,270円。合わせまして1,294万6,918円でございます。

次に、5款町債でございますが、公共下水道事業債として1億2,730万円でございます。合わせて2億8,279万6,052円となっております。

次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目公共下水道建設費でございますが、主なものは13節委託料4,245万1,500円でございますが、こちらは、測量・設計業務8件の合計でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、2億630万7,850円でございます。下水道事業工事9件の合計額でございます。

次に、17節公有財産購入費59万1,350円でございますが、これは、用地買収費でございますが、現在処理場を建てているところに、八戸水道企業団の井戸がございます。この井戸を購入したものでございます。

次に、22節補償補填及び賠償金でございますが、406万5,100円。こちらはN T Tケーブル移設費用の補償でございます。

次のページをお願いいたします。合計が2億8,144万1,448円。繰越明許費が8,820万6,000円と

なっております。

次のページ302ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、3項目の歳入歳出差引額は135万5,000円が残りましたが、このうち、86万4,000円を繰越明許費繰越額とし、実質差し引きました49万1,000円が、実質収支額でございます。

その次の303ページでございますが、こちらの調書に井戸の面積でございますが、136平米を購入したものでございます。

続いて、305ページでございます。議案第82号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

310ページをお願いいたします。歳入の説明をいたします。1款1項1目の受益者分担金でございますが、1,344万円。これは、集落排水の分担金でございます。

次に、2款1項1目の農業集落排水使用料でございますが、使用料収入が1,871万9,190円となっております。

次に、3款県支出金、1項1目の農業集落排水事業県補助金でございますが、9,759万円となっております。

次に、4款一般会計繰入金でございますが、1億4,417万2,000円でございます。

次に、繰越金は、183万8,326円。

次のページをお願いいたします。雑入でございますが、消費税還付金として1,461万7,388円。

それから町債、農業集落排水事業債として1億1,040万円を計上してございます。合わせて、4億119万7,164円でございます。

歳出でございますが、次の314ページ。主なものは、1款1項2目の施設管理費でございます。委託料1,932万1,574円の計上でございます。主なものは、施設管理業務委託費でございます。

次に、建設費でございますが、次のページをお願いいたします。13節委託料、755万5,800円。こちらは、管路施設積算施工監理業務委託等でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、1億9,825万500円。こちらは、管路の施設工事費でございます。

次に、3款の公債費でございますが、23節の償還金利子及び割引料、7,655万2,550円の元金等でございます。合わせて4億32万8,914円でございます。

次の318ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引が86万9,000円でございますが、これが、実質的な収支額でございます。

次に、321ページをお願いいたします。議案第83号、平成20年度南部町簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

326ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目の水道使用料として39万6,930円。

2款、一般会計繰入金、一般会計からの繰入として81万3,000円を見込んで、合計121万350円でございます。

次の328ページ、歳出でございます。1款1項1目の一般管理費でございますが、11節の需用費、こちらは消耗品費等でございますが11万9,785円、13節委託料は、水質検査等の委託料でございます、109万円。合わせまして、120万9,785円でございます。

次のページをお願いいたします。330ページでございます。実質収支に関する調書でございますが、差引額は1,000円でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 農業集落排水及び公共下水道のことで、基本的なことを伺いたいんですけども、今までの完成されたところの大体の加入率といいますか、対象世帯の加入率はどの程度になっているのかっていうのが一つですね。

あと、戸数でも人口でもいいんですけども、どの程度の加入率で維持管理費がとんとんで、それより下回った場合は、持ち出しになるっていうのがあると思うんですけども、その辺がどの程度の数字なのか、それが一つですね。

それから、今多分この南部町を含めてこの三戸郡の郡部の方の町村というのは、1年に1.5%から2%人口が減っているような気がするんですね。そうすると10年経てば、1割から2割人口が減る。20年経てば、3割とか4割減るっていう可能性があるわけですけども。そうなった場合に、仮に100%の加入率というんですか、全部つながっても赤字になる可能性があるんじゃないかなというような心配したりするんですけど、その辺はどういう見解をお持ちなのか、説明をお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） お答えします。

まず、加入率でございますが、まだ公共下水の方は完成してございませんので、集落排水事業のものでございますが、21年9月現在で全体では人口割りでいきますと43.9%。戸数でいきますと41.10%でございます。

一番加入率がいいのが、早く完成しました苦米地地区が78%を超えてございます。

それから一番低いところは、上名久井です。それから福田地区で大体25%前後でございます。

次に、どのくらいで経営できるのか、維持管理できるのかということでございますが、私側で知っておりますのが大体70%から75%くらいということでございましたが、維持管理等も年々上がってきてございますので、おそらく80%くらいが限度かなというようなところがございます。

次に、人口が減ってきますと、処理場等は元の人口に合わせ、人口の増減を見込んでのやつでございますので、最初の早い時期に実施したものは、人口が増になるというようなもので計画をたててございます。

そういうところについては、このとおり人口が減っていきますと、なかなか加入率が上がっても極端な話、その時の人口で100%になっても、経営できないというような状況も生まれてくることもあるかと思えますけども、人口の減が一番、心配されるところでございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） もう一つ関連してお伺いしますけども、この農集排にしても公共下水道にしても、2、3確認したいのが、例えば、それぞれ作った年度が違うわけですから、処理施設の耐用年数といいますが、能力的なやつも当然違うわけですけども、例えば、5つの処理施設があったとして、これは、1番目が壊れたら2番目が再処理としてつないで、そっちの方で処理をするってというようなそういう応用がきくもんだか、きかないもんだかっていう考え方が一つ。

例えば、あかね団地とか東あかね団地っていうのは、それぞれの団地でプラントがあるわけですけども、これがだんだん腐食が進んでくれば、既存の農集排につないでも問題ないのか、やっぱりこのお役所仕事みたいな壁があって、まったくつなげばだめなのか、その辺の見解をお知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 処理施設につきましては、ポンプ等も2台設置してございまして、片方が止まった場合、故障した場合はもう1本が動くというような設定になってございませぬ。

次に、農業集落排水に別なところのやつをつなげるかということでございませぬが、公共下水の方の処理場につきましては、集落排水のものをつなげるというようなことはございませぬが、農集の方に別なものをつなぐということは、今のところ可能ではございませぬ。できないということになってございませぬ。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませぬか。川守田稔君。

13番（川守田稔君） 簡易水道事業についてちょっとお伺いします。

今、これは二又地区のことだと心得ておるんですが、クリプトスポリジウムですか、原虫のあれが発生して、フィルタリングして、水を供給してるとおもうんですが、ここで質問するのも嫌な気もするんですが教えてください。

これは住民の方が中毒ですとか食中毒症状を起こして、これは発覚したものだったんでしょうか。それとも、事前の水質検査によって検出されて、こういう対策があったものだったんでしょうか。ちょっと非常に個人的な興味本位なところで伺うのも恐縮なんですけど、どなたかご存じな方おられましたら、教えてください。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 大変申し訳ないんですが、私もちょっとわかりませぬ。

検査は、二月に一遍とかそういうものについては、検査してございませぬけども、その件についてはちょっと。あとで調べてご報告いたします。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませぬか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第81号から議案第83号は原案のとおり認定されました。
ここで2時20分まで休憩いたします。

(午後2時09分)

○議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時24分)

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第84号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(佐々木博美君) 議案第84号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

332ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。一番下の欄でございますが、歳入合計の予算現額の合計27億8,329万5,000円に対し、収入済額は27億7,419万1,721円となりました。歳入の主なものについて、収入済額でご説明いたします。1款1項の受託金、これは受託販売代金として買受人の方から納めていただくものでございますが、25億550万2,395円。収入未済額の欄の1,186万6,932円につきましては、過年度分の受託販売収入の未済額でございます。この未収金につきましては、関係者のご理解により代物弁済していただいております土地がありま

すので、これまで、町有地売却のお知らせなどをして早期に売却処分し、未収金に充てるよう務めておるところでございますが、20年度中の売却には至りませんでした。

2款1項の使用料、これは市場施設の使用料でございますが、仲卸売場、資材倉庫、駐車場などの利用者から納めていただくものでございます。1,042万530円。2款2項の手数料、これは、販売代金の7%を農家の皆さんから納めていただくものでございます。1億7,504万5,099円となっております。合計で1億8,546万5,629円となっております。

3款、一般会計からの繰入金、4,780万円。これについては、今年度から借入額償還金の元金の2分の1、それに市場の営業費用の15%相当額を加えた額を基準といたしまして、繰入していくことをしております。

他に、前年度からの繰越金、3,222万7,999円などとなっております。合計で8,322万3,697円となりました。

334ページをお開き願います。歳出についてご説明をいたします。一番下の欄のところがございます。歳出合計の予算現額27億8,329万5,000円に対し、支出済額合計は27億6,521万7,674円で、執行率は99.35%となりました。

歳出の主なものについて、支出済額でご説明いたします。1款1項の受託費、これは受託販売代金として農家の皆さんにお支払いする代金でございます。25億550万288円。

2款1項の市場管理費、これは市場職員の給料、賃金など市場施設の維持管理費などに要する経費のほかに、20年度にあっては、現在の卸売場建設以降初めてとなります市場財政調整基金への積立金3,000万円など、合計で2億930万1,381円でございます。

3款1項の公債費でございますが、これは過年度において市場整備に要した借入金の元金と利子を合わせたものでございます。5,041万6,005円となりました。

以上が歳出の主なものでございます。歳入歳出差引残額は897万4,047円となりました。うち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を697万7,000円とし、翌年度への実質繰越額となる額につきましては、199万7,047円となるものでございます。これにより、市場特別会計における財政調整基金については、決算積立と合わせますと3,697万7,000円を補充することになりました。

次に、資料は配布してございませんが、20年度の大まかな市場の販売概要について、前年度と比較して、ご説明いたします。

総出荷量でございますが、平成20年度の実績は1万6,967トンとなりました。19年度の1万8,252トンと比較しまして、率で7%、量で1,285トン少なくなりました。

総販売額につきましては、20年度の実績は25億550万円となりました。19年度の29億574万円に比較しまして、率で13.8%、金額でおよそ4億円の減少となりました。販売額が減少となった一番大きな理由でございますが、リンゴでございます。町営市場にあっては、取り扱いを金額とも一番多く占めている品目となっており、昨年度は、青森県全域の被害となりました霜害、ひょう害を受け、さらにつる割れが異常に多く、品質低下により価格が暴落いたしました。前年度と比べますと、3億7,000万円少ない、およそ5億8,000万円の売り上げにとどまりました。

次に、落ち込みが大きい品目といたしましては、ナガイモで6,600万円の減、ネギで6,400万円の減、ナシで3,200万円の減、ブドウで2,000万円の減などとなり、一方、前年度より売り上げが伸びた品目には、ニンニクがおよそ2億円の増、サクランボが1,000万円の増、それに種イモと苗物で2,000万円の増などがあったものの、そのほかのほとんどの品目で数量、金額とも減少となったことが、大きく影響したものと分析してございます。

なお、21年度における市場業務も既に5カ月を経過しております。今年度においても春先の凍害、霜害に続き、不順天候による日照不足が重なり、サクランボ、ウメ、モモの不作に続き、農作物全般に生育の遅れが目立っており、市場の出荷量も例年になく、少ない状況が続いております。今期における8月中旬までの売上状況についても、アオウメの売り上げは好調で推移したものの、前年度の同時期と比較すると大幅な減となっております。それでも、29億円の売り上げとなりました19年度の売り上げの同時期に比較しますと、まだ少し上回っているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。東寿一君。

○18番（東寿一君） 歳入の方の337ページの収入未済額の1,186万6,932円。この未済額は20年度に発生したのか。それとも、前年度からずっと継続しておるのか。その辺をお伺いします。

○委員長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（佐々木博美君） ご説明いたします。

先ほど説明しましたけれども、過年度の受託販売ということで、平成12年度から持ち越してき

ているものでございます。

以上です。

○18番（東寿一君） はい、わかりました。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

.....

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第85号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 349ページをお願いいたします。議案第85号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

354ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。歳入であります。1款1項1目不動産売払収入2,000万円であります。これは、福地第二工業団地の一区画を販売したことに

よる収入であります。

2項1目土地貸付収入であります、3万3,333円。これは、同じく福地第2工業団地の一部を八戸森林組合に貸し付けをしているものであります。

2款1項1目一般会計繰入金54万5,000円。

以上、合計2,058万313円となっております。

次に、356ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。1款1項1目の一般管理費であります、28節の繰出金であります、1,980万円。これは一般会計へ繰り出しするものでありまして、土地の販売金額を繰り出しするものであります。

以上、歳出合計2,057万9,510円となっております。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） お尋ねします。

富士通メディアデバイスが撤退をしまして、町としても収益が減ったわけであります。それに伴って、失業者も町内にはふえております。

それで、新たな誘致活動はどういった活動をしているのかということと、海外なんかに取り引きしている企業というのは光ファイバー、インターネットは必ずなければならないという部分で、光ファイバーの設置を町で進める考えはないのか。その2点をお伺いします。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 確かに、富士通メディアデバイスさんが撤退したことによって、100人ほどが退職を余儀なくされたということで、南部町におきましては、そのうち53名が退職を余儀なくされております。

それに変わるということで、昨年は3社ほど誘致いたしましたが、それでも53人を雇用できる状況までまだいっていないということで、今年度も企業訪問等しておりまして、今月の末から来月にかけて関東、中部圏に県と一緒に企業訪問をする予定であります。

日本立地センターという企業誘致を担当しているセンターなんですけど、そこからも1社から

2社ほどの話は来ております。ただ、日本全国の工業団地に対しての誘致でありますので、私は行政間の競争であると思っております。いかに企業を呼ぶために助成制度等を重視させて、他の市町村に勝てるような体制で、持っていきたいと思っております。そのために、条例等を整備いたしまして、南部町の助成制度が県内においても1位、2位を争う助成制度をとっておりますので、それを大いにPRして、何とか企業誘致につながればいいかなと思っております。

まだ、企業名は言えないんですけど、1、2社、日本立地センターから問い合わせがきております。

光ファイバーにつきましては、担当課の企画調整課の方からの話になると思えますけど、確かに今までありました企業とかは、「工業団地に光ファイバーがないので不便だ。」ということが、随分聞かされましたし、いろんな会議に行っても「南部町の工業団地はそのような高速通信網が入ってないので、なかなか進出できないんだ。」という話も伺いまして、昨年度から今年度にかけて、東北電力の子会社の企業を使いまして、電柱に添加しました高速通信網等を整備いたしました。

それに伴いまして、使用料の3分の2を企業に助成するという要項等を設けまして、今工業団地に入っている企業は、すべてそれを使っているという状況でありますので、今後入ってくる企業に対しても、その回線を使ってとりあえず光ファイバーが網羅されるまでの間、それらを使って事業ができればと思って、それらを含めて企業誘致のPR活動をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第86号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 361ページでございます。議案第86号、平成20年度南部町介護老人保健施設の決算についてご説明いたします。

20年度の決算の概要でございますが、歳入につきましては、利用者がのべ313人増加いたしました。したがって、収入が前年比で950万円ほど増収となりました。

また、歳出は原油、資材の高騰などにより、550万円ほど増加しております。19年度と比べ、差引400万円の歳入増となりましたが、建物の元金、利子の償還を含めて8,000万円ほどの一般会計からの繰り入れとなっております。

それでは、決算書362ページ、363ページの歳入からご説明いたします。1款サービス収入でございます。介護給付費で長期、短期入所と通所サービス費2億3,811万9,809円の収入です。

2款分担金及び負担金は、利用者の負担金であり、長期、短期入所者と通所者からの収入6,035万8,123円です。

3款使用料及び手数料は、施設や設備貸出使用料と337万2,028円と利用者の散髪手数料56万6,100円です。

4款繰入金8,432万7,000円は、施設建設の償還や不足額充当のために一般会計より繰り入れしたものでございます。

5款繰越金237万9,918円は、19年度より繰り入れしたものでございます。

6款諸収入332万7,612円は、洗濯機や公衆電話使用料。それから、主治医の意見書、診断書、消費税等でございます。

収入合計は3億9,245万590円で、予算額に対し99.6%の執行率になってございます。昨年度に

比べて、利用率の向上により950万円ほどの増となっております。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。364ページ、365ページをお願いいたします。1款1項総務管理費でございますが、一般管理費と療養費を合わせて3億2,378万7,594円を支出し、予算額に対して97.7%の執行率でございます。

2款公債費については、元金と利子で6,231万9,606円を支出し、3款予備費からの支出はございませんでした。

歳出合計ですけれども、3億8,610万7,200円で、予算額に対して92.9%の執行率でございます。

昨年度に比べて、人件費、工事、修繕費、燃料費等の増加により550万円ほどの増となりました。

次に、歳出の明細についてご説明いたします。370ページ、371ページをお願いいたします。1款1項1目の2節と3節は、一般職24名の給料8,711万1,800円と手当5,475万7,578円です。

4節は、職員の共済費2,827万8,926円。

7節は、臨時職員20名の賃金3,299万8,626円です。

8節は、謝礼、記念品代8万7,541円。

9節旅費は、医師の研修旅費8万4,560円の支出となっております。

11節の需用費でございますけれども、食糧費ほか消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費の費用895万6,679円です。

12節役務費は、通信運搬費手数料など109万4,778円。

13節委託料は、施設管理業務等の費用1,639万9,478円の支出です。

14節使用料及び賃借料は、ボイラー等の共用施設の使用料など1,425万7,484円です。

372ページ、373ページにお進みください。1目15節工事請負費は、玄関サッシ改修工事費207万9,000円です。

18節備品購入費は、体圧分散マットレス購入費8万9,019円です。

19節の負担金補助及び交付金は、職員の退職組合負担金のほか協会等への負担金2,124万6,976円です。

2目の療養費、11節需用費については、看護、介護のための医薬、消耗品等の費用1,650万4,273円です。

13節の委託料は、給食業務の委託料として3,672万2,422円の支出となっております。

14節使用料については、賃借料がカーテン、寝具などの借上料311万8,454円。

2款公債費、3款予備費については、支出概要でご説明したので、省略させていただきます。

次に、374ページにお進みください。実質収支に関する調書、歳入総額3億9,245万円、歳出総額3億8,610万7,000円で、差引額634万3,000円は、21年度に繰り越すものでございます。

375ページの財産に関する調書については、お変わりございませんので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。沼畑俊一君。

3番（沼畑俊一君） 371ページの14節の共用施設使用料というようなことで、1,425万7,484円ということですが、具体的にはこれはどこの部分を共用しているのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） これは老健なんぶと、南部病院と併設してございます。お互いに設備が入り組んでございまして、排水施設とかボイラー、それから給水関係を共有しているために、お互いで作ったものを償還して、償還金の欄に組織して、使用料等で年々支払っているものでございます。

具体的にはエレベーターの共用とか、それから給水施設の賃借とか、あとボイラー関係の給湯設備の賃借料とか、あと一部面積的に診療室等の貸し出しも収入等についてはございますけども、こちらの支払いについてはそういうような対応に、あとは南部病院に払っているものとしては、用地の賃借料とかがございますけども、こういう形でご了承願います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

議案第87号から議案第91号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第87号から議案第91号までの平成20年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」「説明省略」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第91号までの議案5件を一括議題といたします。
説明省略ということですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」「説明してください」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 立花委員は、説明してくださいということですが、多数の方が省略ということですので、省略したいと思います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第91号は原案のとおり認定されました。

閉会の宣告

○委員長(坂本正紀君) 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る、8月28日に付託されました平成20年度南部町各会計歳入歳出決算認定につきましては、委員各位には2日間にわたり、終始熱心なご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め、監査委員、担当課長の皆様には、審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本委員会の日程は全部終了したわけでございますが、その間、ふなれな私に対してお与えをいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、多々ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、深くおわびを申し上げ、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後2時56分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長 坂 本 正 紀